

## 地方独立行政法人香取おみがわ医療センター職員給与規程

(趣旨)

**第1条** この規程は、地方独立行政法人香取おみがわ医療センター職員就業規則(以下、「就業規則」という)に基づき、正規職員及び非常勤職員(会計年度任用職員を除く。)のうち月報者(以下「職員」という。)に支給する給料及び手当(以下「給与」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

2 この規程で定めていない事項については、労働基準法その他の法令の定めるところによる。

(給料表)

**第2条** 給料については、職員の職務の種類に応じ、必要な種類の給料表を設けるものとする。

2 給料表の給料月額、職務の級及び当該職務の級ごとの号給を設けて定めるものとする。

3 給料表の種類、給料表に定める職務の級及び号給の数並びに各職務の級における最低の号給の給料月額及び号給間の給料月額の差額は、次の各号に定めるところによる。

(1) 職員の給与は、その職務に必要とされる技能、職務遂行の困難度等職務の内容と責任に応ずるものであり、かつ、職員の発揮した能率が十分に考慮されるものでなければならない。

(2) 職員の給与は、生計費、同一又は類似の職種の国及び地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与、当該法人の経営の状況その他の事情を考慮して定めなければならない。

4 前2項の規定にかかわらず、特定任期付任用職員の給料月額は、特定任期付任用職員が従事する業務に応じて定めるものとする。

5 給料表の種類は、次の各号に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該給料表に定めるところによる。

(1) 事務職給料表(別表第1)

(2) 労務職給料表(別表第2)

(3) 医療職給料表(一)(別表第3)

(4) 医療職給料表(二)(別表第4)

(5) 医療職給料表(三) (別表第5)

(6) 指定職給料表 (別表第6)

(7) 教育職給料表 (別表第7)

6 指定職給料表の適用を受ける病院長の号給は、理事長が定める。

(給料の調整額)

**第3条** 理事長は、給料月額が職務の複雑、困難若しくは責任の度又は勤労の強度、勤務時間、勤務環境その他の勤務条件が同じ職務の級に属する他の職に比して著しく特殊な職に対し適当でないとき、その特殊性に基づき、給料月額につき適正な調整額を定めることができる。この規定による給料の調整額を支給される者の範囲は、医師の職にある者とする。ただし、前条第1項第6号の適用を受ける者を除く。

2 前項に掲げる職員の給料の調整額は、当該職員の給料月額に調整基本率100分の16を乗じて得た額とする。

(特定任期付任用職員の給料表等)

**第4条** 就業規則第2条第3号に規定する特定任期付任用職員の給料表は、次のとおりとする。

号給	給料月額
	円
1	376,000
2	422,000
3	472,000
4	533,000
5	608,000
6	710,000
7	830,000

2 特定任期付任用職員の前項の基本給表の号給は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める号俸を標準的な基準とし、その者の専門的な知識経験又は見識の度並びにその者が従事する業務の困難及び重要な度に応じて理事長が決定する。

(1) 高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して業務に従事する場合 1号給

- (2) 高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して困難な業務に従事する場合 2号給
- (3) 高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務に従事する場合 3号給
- (4) 特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務に従事する場合 4号給
- (5) 特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務で重要なものに従事する場合 5号給
- (6) 極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験等を活用して特に困難な業務で重要なものに従事する場合 6号俸
- (7) 極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験等を活用して特に困難な業務で特に重要なものに従事する場合 7号俸

4 育児短時間勤務職員等（地方独立行政法人香取おみがわ医療センター職員の育児休業、介護休業等に関する規程（以下「育児介護休業規程」という。）に規定する育児短時間勤務職員及び育児短時間勤務職員の業務を処理するために採用した短時間勤務をしている職員をいう。以下同じ。）についての第2項の規定の適用については、同項中「決定する」とあるのは、「決定するものとし、その者の給料月額は、以下の式によるものとする。

$$\begin{aligned} & \text{育児等短時間勤務職員の給料月額} = \\ & \qquad \qquad \qquad \text{当該職員の1週間の勤務時間} \\ & \text{給料月額} \times \frac{\text{1週間の勤務時間}}{\text{1円未満の端数切り捨て}} \end{aligned}$$

5 就業規則第2条第6号に規定する定年前再任用短時間勤務職員の給料月額は、その者に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額に地方独立行政法人香取おみがわ医療センター非常勤職員就業規則（以下、「非常勤職員就業規則」という。）第34条第4項又は第5項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

6 就業規則第2条第2号に規定する任期付任用職員の給料月額は、第2条に規定する給料表の任期付任用職員の欄に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務

の級に応じた額とする。

- 7 任期付任用職員のうち、短時間勤務の職を占める職員（以下「任期付短時間任用職員」という。）の給料月額は、前項の規定にかかわらず、これらの規定による給料月額に、非常勤職員就業規則第34条第4項又は第5項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。
- 8 任期付短時間任用職員のうち、育児短時間勤務職員等である職員についての第5項及び第7項の規定の適用については、これらの規定中「とする」とあるのは、「に、算出率を乗じて得た額とする」とする。
- 9 第5項及び第7項に規定する職員にあつては同項の規定による給料月額に、前項に規定する職員にあつては同項の規定により読み替えられた第5項又は第7項の規定による給料月額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該職員の給料月額とする。

（職員の職務の級の標準的な職務の内容）

**第5条** 第2条に規定する給料表に定める職務の級の分類の基準となるべき職務の内容は、別表第8から別表第14までに定めるとおりとし、これらに掲げる職務とその複雑、困難及び責任の度の同程度の職務は、それぞれの職務の級に分類されるものとする。

- 2 職務の級別区分は、別表第15から別表第21までに定めるとおりとする。

（初任給、昇格、昇給等の基準）

**第6条** 職員の初任給、昇格、昇給等の決定については、香取おみがわ医療センター職員の初任給、昇給及び昇格等の基準に関する規程（以下「初任給、昇格、昇給等の規程」という。）による。

（給料の支給方法）

**第7条** 給料は、月の1日から末日までの期間（以下「給与期間」という。）について、その全額をその月の21日に支給する。ただし、その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「祝日法による休日」という。)、日曜日又は土曜日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い祝日法による休日、日曜日又は土曜日でない日に支給する。

- 2 新たに採用されて職員となった者には、その日から給料を支給する。

- 3 昇給又は降給等により、給料の額に異動を生じた職員には、その日から新たに定められた給料を支給する。
- 4 職員が離職したときは、その日まで給料を支給する。
- 5 職員が死亡したときは、その月まで給料を支給する。
- 6 第2項から第4項までの規定により給料を支給する場合で、給与期間の初日から支給するとき以外のとき、又は給与期間の末日まで支給するとき以外のときは、その給料額は、その期間の現日数から週休日（地方独立行政法人香取おみがわ医療センター職員の勤務時間等に関する規程（以下「勤務時間規程」という。）第6条に規定する週休日をいう。以下同じ。）の日数を差し引いた日数を基礎とした日割りによる計算（以下「日割計算」という。）により得た額とする。
- 7 給与期間中給料の支給日後において、新たに採用されて職員になった者に対してはその月末に、給与期間中給料の支給日前において離職し、又は死亡した職員には、その際に給料を支給する。
- 8 職員が地方独立行政法人香取おみがわ医療センター（以下「法人」という。）以外の給料支給義務者の所属に異動したときは、発令の前日までの分の給料を日割計算により支給する。この場合において、その異動が給与期間中給料の支給日前であるときは、その際支給する。
- 9 法人以外の給料支給義務者に所属する者が職員となったときは、その者がその月に受けるべき給料額から、その者が従前所属していた給料支給義務者において既に支給された額を差し引いた額を支給する。この場合において、その異動が給与期間中給料の支給日後であるときは、その際支給する。
- 10 職員が給与期間の中途において次の各号のいずれかに該当する場合におけるその給与期間の給料は、日割計算により支給する。
  - (1) 休職にされ、又は休職の終了により復職した場合
  - (2) 労働組合の業務に専ら従事する職員が復職した場合
  - (3) 停職にされ、又は停職の終了により職務に復帰した場合
  - (4) 育児休業を始め、又は育児休業の終了により職務に復帰した場合
  - (5) 自己啓発休業を始め、又は自己啓発休業の終了により職務に復帰した場合
- 11 給与期間の初日から引き続いて休職にされ、専従許可を受け、停職にされ、育児休業をし、又は自己啓発休業をしている職員が、給料の支給日後に復職し、又

は職務に復帰した場合には、その給与期間中の給料をその際支給する。

(扶養手当)

**第8条** 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。

2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。

(1) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）

(2) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子

(3) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

(4) 60歳以上の父母及び祖父母

(5) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹

(6) 心身に著しい障害のある者

3 扶養手当の月額は、前項第2項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族である配偶者、父母等」という。）については1人につき6,500円（次に掲げる職員にあっては、3,500円）、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族である子」という。）については1人につき1万円とする。

(1) 医療職給料表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が4級で副病院長の職にあるもの

(2) 指定職給料表の適用を受ける職員

4 扶養親族たる子のうちに15歳に達する日以後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

5 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事情が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を理事長に届け出なければならない。

(1) 新たに扶養親族としての要件を具備するに至った者がある場合

(2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合。ただし、扶養親族で

ある子又は孫、弟妹が、22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至った場合を除く。

6 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となった日、職員に扶養親族で前項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第1号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれの者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族としての要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後に行われたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

7 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号又は第3号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

(1) 扶養手当を受けている職員に更に第3項第1号に掲げる事実が生じた場合

(2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第3項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族としての要件を欠くに至った場合

(3) 職員の扶養親族である子で第3項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合

8 第2項に規定する他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けている者には、次に掲げる者は含まれないものとする。

(1) 職員の配偶者、兄弟姉妹等が受ける扶養手当又は民間事業所その他のこれに相当する手当の支給の基礎となっている者

(2) 年額130万円以上の恒常的な所得があると見込まれる者

9 第3項の規定による届出は、扶養親族届（別記第1号様式）により行うものとする。

- 10 理事長（その委任を受けた者を含む。以下同じ。）は、職員から前項に規定する届出があったときは、その届出に係る事実を確認し、第2項に規定する扶養親族としての要件を具備するときは、扶養手当の月額を決定しなければならない。
- 11 理事長は、前項の規定により決定した職員の扶養親族に係る事項その他の扶養手当に関する事項を扶養手当認定簿（別記第2号様式）に記載するものとする。
- 12 理事長は、第1項の規定による確認を行う場合において必要と認めるときは、職員に対し扶養の事実等を証明するに足る書類の提出を求めることができる。
- 13 理事長は、現に扶養手当の支給を受けている職員の扶養親族が第2項に規定する扶養親族としての要件を具備しているかどうか及び扶養手当の月額が適正であるかどうかを随時確認するものとする。この場合において、前項の規定を準用する。

（住居手当）

**第9条** 住居手当は、自ら居住するための住宅（貸間を含む。）を借り受け、月額1万6,000円を超える家賃（使用料を含む。）を支払っている職員（法人が職員に貸与している住宅であって、法人が別に定めるものに居住し、使用料を支払っている職員その他法人が別に定める職員を除く。）に対して支給する。

2 前項に規定する住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

（1） 月額2万7,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から1万6,000円を控除した額

（2） 月額2万7,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から2万7,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が1万7,000円を超えるときは、1万7,000円）に1万1,000円を加算した額

3 第1項の規定で定める職員は、次に掲げる職員とする。

（1） 地方公共団体、公共企業体その他特別の法律により設置された法人で理事長が定めるものから貸与された職員宿舍に居住している職員

（2） 配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、父母又は配偶者の父母で、職員の扶養親族である者（前条に規定する扶養親族で同条第7項の規定による届出がされているものに限る。



- 以下同じ。)以外の者が借り受け、居住している住宅及び理事長がこれらに準ずると認める住宅の全部又は一部を借り受けて当該住宅に居住している職員
- 4 新たに第1項の職員としての要件を具備するに至った職員は、当該要件を具備していることを証明する書類を添付して、住居届（別記第3号様式）により、その居住の実情等を速やかに理事長に届け出なければならない。
  - 5 前項の規定により、住居手当を受けている職員の居住する住宅、家賃の額等に変更があった場合についても同様とする。
  - 6 前各項の場合において、やむを得ない事情があると認められるときは、添付すべき書類は、届出後速やかに提出することをもって足りるものとする。
  - 7 理事長は、職員から第4項の規定による届出があったときは、その届出に係る事実を確認し、その者が第1各号の職員としての要件を具備するときは、その者に支給すべき住居手当の月額を決定し、又は改定しなければならない。
  - 8 理事長は、前項の規定により住居手当の月額を決定し、又は改定したときは、その決定又は改定に係る事項を住居手当認定簿（別記第4号様式）に記載するものとする。
  - 9 第4項の規定による届出に係る職員が家賃と食費等を併せ支払っている場合において、家賃の額が明確でないときは、理事長の定める基準に従い、家賃の額に相当する額を算定するものとする。
  - 10 住居手当の支給は、職員が新たに第1項の職員としての要件を具備するに至った日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、職員が同項に規定する要件を欠くに至った日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、住居手当の支給の開始については、第4項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。
  - 11 住居手当を受けている職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実の生じた日の属する月の翌月（それらの日が月の初日であるときは、それらの日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、住居手当の月額を増額して改定する場合について準用する。
  - 12 理事長は、現に住居手当の支給を受けている職員が第I項の要件を具備してい

るかどうか及び住居手当の月額が適正であるかどうかを随時確認するものとし、必要に応じて届出に係る事項を証明するに足る書類の提示を求めることができる。

(通勤手当)

**第10条** 通勤手当は、次に掲げる職員に対して支給する。

(1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）

(2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で理事長が別に定めるもの（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）

(3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）

2 前項に規定する通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、第1号及び第3号に掲げる職員にあつては月の1日からその月以後の月の末日までの期間として理事長が別に定める期間（以下「支給単位期間」という。）、第2号に掲げる職員にあつては月の1日から末日までの期間につき、当該各号に掲げる額とする。

(1) 第1項1号に掲げる職員については、理事長が別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額

(2) 第1項2号に掲げる職員については、別表第22の左欄に掲げる片道の使用距離ごとに、同表の右欄に掲げる通勤手当額とする。ただし、1箇月当たりの通勤回数を考慮して理事長が別に定める職員にあつては、その額から、その額

に理事長が別に定める割合を乗じて得た額を減じた額とする。

(3) 第1項3号に掲げる職員 については、第1項1号交通機関等（以下「交通機関等」という。）を利用せず、かつ、第1項2号に規定する自動車等（以下「自動車等」という。）を使用しないで徒歩により通勤するとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して理事長が別に定める区分に応じ、前各号に定める区分に応じ、前各号に定める額、第1号に定める額又は前号に定める額

3 第1項第2号に該当する職員が、通勤のため高速自動車国道を利用することで、次に掲げる第1号及び第2号の基準に照らし通勤事情の改善に相当程度資すると認められ、その利用に係る料金を負担することを常例とする者の通勤手当の額は、支給単位期間につき、理事長が定めるところにより算出した支給単位期間の通勤に要する料金の額及び第1項2号の合計額とする。

(1) 第2条に規定する医療職給料表(一)又は企業指定職給料表の適用を受ける職員で、高速自動車国道を利用せずに通勤するものとした場合における通勤距離が60キロメートル以上又は通勤時間がおおむね90分以上を要する職員

(2) 前号に定める職員が高速自動車国道を利用する場合は、その利用により通勤時間がおおむね30分以上短縮されること。

4 第1項第2号に規定する理事長が別に定める交通の用具は、次に掲げるものとする。ただし、法人の所有に属するものを除く。

(1) 自転車及び舟艇。ただし、原動機付のものを除く。

(2) 原動機付自転車、自動車その他の原動機付の交通用具

5 職員は、新たに第1項の職員としての要件を具備するに至った場合又は住居、通勤経路及び通勤方法を変更し、若しくは通勤のために負担する運賃等の額に変更があった場合は、速やかに法人に届け出なければならない。その要件を欠くに至った場合も同様とする。

6 法人は、前項の規定による届け出があったときは、その届け出に係る事実を通勤用定期乗車券（これに準ずるものを含む。以下「定期券」という。）の提出を求める等の方法により確認し、その職員が第1項の職員としての要件を具備するときは、その職員に支給すべき通勤手当の額を決定し、又は改定する。

7 運賃等の額に相当する額は、次項に該当する場合を除くほか、次の各号による

額の総額とする。

- (1) 定期券を発行している交通機関等（一般乗合旅客自動車を除く。）を利用する区間（第3号に該当する区間を除く。）については、その区間に係る通用期間6か月の定期券の価額（価額の異なる定期券を発行しているときは、最も低廉となる定期券の価額）。ただし、交替勤務に従事する正規職員、任期付任用職員及び定年前再任用短時間勤務職員で1か月当たりの平均通勤所要回数少ないものについて、この額が次号による額を超えるときは、同号による額とする。
- (2) 前号に掲げる交通機関等以外の交通機関等を利用する区間（次号に該当する区間を除く。）については、その区間についての通勤21回分（交替勤務に従事する正規職員、任期付任用職員及び定年前再任用短時間勤務職員にあっては、1か月当たりの平均通勤所要回数分）の運賃等の額であって、最も低廉となるもの
- (3) 一般乗合旅客自動車を利用する区間を含む乗継区間等で、その区間について定期券を利用することが最も経済的かつ合理的であると認められるものについては、その区間に係る通用期間1か月の定期券の価格（価格の異なる定期券を発行しているときは、最も合理的かつ低廉となる定期券の価額）

8 通勤手当の支給は、職員が新たに第1項の職員としての要件を具備するに至った場合においては、その日が属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日が属する月）から開始し、通勤手当を支給されている職員が離職し、又は死亡した場合においては、その職員が離職し、又は死亡した日、通勤手当を支給されている職員が同条の職員としての要件を欠くに至った場合においては、その事実が生じた日が属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日が属する月の前月）をもって終わる。ただし、通勤手当の支給の開始については、第5項の規定による届け出がこれに係る事実が生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届け出を受理した日が属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日が属する月）から行うものとする。

9 通勤手当を受けている職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実が生じた日が属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日が属する月）から支給額を改定する。前項ただし書の規定は、通勤手当の月額を増額して改定する場合について準用する。

10 職員が、月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しなかった場合（職員が業務上若しくは通勤上の傷病又は勤務しないことについて法人の許可を受けた場合を除く。）は、その月の通勤手当は支給しない。

（単身赴任手当）

**第11条** 単身赴任手当は、事業所を異にする異動又は在勤する事業所の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の理事長が定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動又は事業所の移転の直前の住居から当該異動又は事業所の移転の直後に在勤する事業所に通勤することが通勤距離等を考慮して理事長が定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員に対して支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する事業所に通勤することが、通勤距離等を考慮して理事長が定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。

2 前項に規定するもののほか、単身赴任手当は、同項の規定により単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして理事長が定める職員に対して、同項の規定に準じて支給する。

3 第1項に規定する理事長が定めるやむを得ない事情は、次に掲げる事情とする。

(1) 配偶者が疾病等により介護を必要とする状態にある職員若しくは配偶者の父母又は同居の親族を介護すること。

(2) 配偶者が学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校その他の教育施設に在学している同居の子を養育すること。

(3) 配偶者が引き続き就業すること。

(4) 配偶者が職員又は配偶者の所有に係る住宅（理事長が定めるこれに準ずる住宅を含む。）を管理するため、引き続き当該住宅に居住すること。

(5) 配偶者が職員と同居できないと認められる前各号に類する事情

4 前項に規定する理事長が定める基準は、次の各号のいずれかに該当することとする。

(1) 理事長が定めるところにより算定した通勤距離が60キロメートル以上であること。

(2) 理事長が定めるところにより算定した通勤距離が60キロメートル未満である場合で、通勤方法、通勤時間、交通機関の状況等から前号に相当する程度に

通勤が困難であると認められること。

5 単身赴任手当の月額、3万円（最も経済的かつ合理的と認められる通常の交通の経路及び方法による職員の住居から配偶者の住居までの経路の長さについて、理事長が定めるところにより算定した交通距離（以下「交通距離」という。）が100キロメートル以上である職員にあっては、その額に次の各号に掲げる交通距離の区分に応じ、当該各号に定める額を加算した額）とする。

- (1) 100キロメートル以上300キロメートル未満 8,000円
- (2) 300キロメートル以上500キロメートル未満 1万6,000円
- (3) 500キロメートル以上700キロメートル未満 2万4,000円
- (4) 700キロメートル以上900キロメートル未満 3万2,000円
- (5) 900キロメートル以上1,100キロメートル未満 4万円
- (6) 1,100キロメートル以上1,300キロメートル未満 4万6,000円
- (7) 1,300キロメートル以上1,500キロメートル未満 5万2,000円
- (8) 1,500キロメートル以上 5万8,000円

6 職員の配偶者が単身赴任手当又は国、地方公共団体その他のこれに相当する手当の支給を受ける場合には、その間、当該職員には単身赴任手当は支給しない。

7 新たに第1項又は第2項の職員たる要件を具備するに至った職員は、当該要件を具備していることを証明する書類を添付して、単身赴任届（別記第5号様式）により、配偶者等との別居の状況等を速やかに理事長（その委任を受けた者を含む。以下同じ。）に届け出なければならない。単身赴任手当を受けている職員の住居、同居者、配偶者等の住居等に変更があった場合についても、同様とする。

8 前項の場合において、やむを得ない事情があると認められるときは、添付すべき書類は、届出後速やかに提出することをもって足りるものとする。

9 理事長は、職員から第7項の規定による届出があったときは、その届出に係る事実を確認し、その者が第1項又は第2項の職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき単身赴任手当の月額を決定し、又は改定しなければならない。

10 理事長は、前項の規定により単身赴任手当の月額を決定し、又は改定したときは、その決定又は改定に係る事項を単身赴任手当認定簿（別記第6号様式）に記載するものとする。

11 単身赴任手当の支給は、職員が新たに第1項又は第2項の職員たる要件を具備

するに至った日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、職員が第1項又は第2項に規定する要件を欠くに至った日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、単身赴任手当の支給の開始については、第7項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

12 単身赴任手当を受けている職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、単身赴任手当の月額を増額して改定する場合について準用する。

13 理事長は、現に単身赴任手当の支給を受けている職員が第1項又は第2項の職員たる要件を具備しているかどうか及び単身赴任手当の月額が適正であるかどうかを随時確認するものとする。

14 理事長は、前項の確認を行う場合において、必要と認めるときは、職員に対し配偶者等との別居の状況等を証明するに足る書類の提出を求めることができる。  
(特殊勤務手当)

**第12条** 特殊勤務手当は、著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でないと認められるものに従事する職員に対して支給する。

2 前項に規定する特殊勤務手当の種類、支給を受ける職員の範囲及び手当の額等は、地方独立行政法人香取おみがわ医療センター職員の特殊勤務手当に関する規程に定める。

(時間外勤務手当)

**第13条** 時間外勤務手当は、正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた職員に対して、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間について支給する。

2 前項の規定にかかわらず、週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）の振替等により、あらかじめ割り振られた1週間の正規の勤務時間（以下この項において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられた職員に対しては、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務

した全時間（理事長が別に定める時間を除く。）について時間外勤務手当を支給する。

- 3 前項に規定する時間外勤務手当の額は、その正規の勤務時間外に勤務した勤務1時間につき、第17条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間外にした次の各号に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ当該各号に定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額とする。

(1) 正規の勤務時間が割り振られた日（次条の規定により正規の勤務時間中に勤務した職員に休日勤務手当が支給されることとなる日を除く。次項において同じ。）における勤務 100分の125

(2) 前号に掲げる勤務以外の勤務 100分の135

- 4 短時間勤務職員又は育児短時間勤務職員等が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間外にした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間外にした次の各号に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ当該各号に定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。

- 5 第2項の理事長が別に定める時間は、勤務時間規程第6条ただし書及び第7条の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定められている職員の割振り変更前の正規の勤務時間（第2項に規定する割振り変更前の正規の勤務時間をいう。以下同じ。）が38時間45分に満たない週に、勤務時間規程第7条の規定により勤務時間が割り振られた場合における次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる時間とする。ただし、4週間を通じ1週間平均の勤務時間が38時間45分以内と定められている職員の4週間の正規の勤務時間が155時間を超える場合における第2項の理事長が別に定める時間は、理事長が別に定めるものとする。

(1) 勤務時間規程第6条ただし書又は第7条の規定により割り振られた1週間の勤務時間（以下「割振り変更後の正規の勤務時間」という。）が38時間45分以下となる週の場合 割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した勤務時間

(2) 割振り変更後の正規の勤務時間が38時間45分を超える週となる場合 割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した勤務時間のうち38時間45分から当



該割振り変更前の正規の勤務時間を減じて得た時間数に相当する時間

- 6 第2項に規定する時間外勤務手当の額は、その割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間（前項に規定する時間を除く。）に対して、勤務1時間につき、第17条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25を乗じて得た額とする。
- 7 正規の勤務時間外に、又は割振り変更前の正規の勤務時間を超えて、勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間外にした勤務の時間と割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間（第5項に規定する時間を除く。）との合計が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第3項（第4項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び前項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第17条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額に次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。
  - (1) 正規の勤務時間外にした勤務 100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）
  - (2) 割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務 100分の50
- 8 勤務時間規程第12条第1項に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第17条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額に、次の各号に掲げる時間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。
  - (1) 正規の勤務時間外にした勤務の時間 100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）から第3項各号に規定する割合（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を減じた割合
  - (2) 割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間 100分の50から第6項で定める割合を減じた割合
- 9 第2項に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間について第7

項及び前項の規定の適用がある場合における当該時間に対する前項第1号の規定の適用については、同項中「第3項各号に規定する割合（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）」とあるのは、「100分の100」とする。

（休日勤務手当）

**第14条** 休日勤務手当は、休日等（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に基づく休日（以下「祝日法による休日」という。）及び年末年始の休日（12月29日から翌年の1月3日までの日をいい、祝日法による休日を除く。）をいい、代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日をいう。以下同じ。）において正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員に対して、当該勤務した全時間について支給する。

2 前項に規定する休日勤務手当の額は、休日（代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「休日等」という。）において正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第17条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の135を乗じて得た額とする。勤務時間規程第6条第1項の規定により毎日曜日を週休日と定められている職員以外の職員が第1項に規定する祝日法による休日が勤務時間規程第7条第2項及び第3項の規定による週休日に当たるときに当該休日の直後の勤務日等（勤務時間規程第5条、第7条第2項及び第3項の規定により勤務時間が割り振られた日をいう。以下この項において同じ。）（当該休日の直後の勤務日等が休日等に当たるときは、当該休日等の直後の正規の勤務日）において勤務した場合も同様とする。

3 前項の休日は、次に掲げる日とする。

- （1） 祝日法による休日
- （2） 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）
- （3） 国の行事の行われる日で、理事長の指定した日

（夜間勤務手当）

**第15条** 夜間勤務手当は、正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられた職員に対して、その間に勤務した全時間について支給する。

2 前項に規定する夜間勤務手当の額は、正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第17条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25を乗じて得た額とする。

(時間外勤務等の時間数の算出)

**第16条** 第13条に規定する時間外勤務手当、第14条に規定する休日勤務手当及び第15条に規定する夜間勤務手当の額の算出の基礎となる勤務時間数は、当該給与期間におけるこれらの手当に係る全時間数(時間外勤務手当において支給割合を異にする部分があるときは、その異にする部分ごとに計算した時間数)によって計算するものとする。この場合において1時間未満の端数が生じた場合においては、その端数が30分以上のときは1時間とし、30分未満のときは切り捨てるものとする。

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

**第17条** 第26条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額とする。

2 第13条から第15条までに規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及び月額で定められている特殊勤務手当の月額(地方独立行政法人香取おみがわ医療センター職員の特殊勤務手当に関する規程第4条第1項第3号に規定する手当を除く。)の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから次項で定める時間を減じたもので除して得た額とする。

3 前項で定める時間は、毎年4月1日から翌年3月31日までの間における勤務時間規程第9条第1項に規定する祝日法による休日(土曜日に当たる日を除く。)及び同項に規定する年末年始の日(日曜日及び土曜日に当たる日を除く。)の日数の合計に7時間45分(短時間勤務職員にあっては7時間45分におけるその者の勤務時間を就業規則第33条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を、育児短時間勤務職員等にあっては7時間45分に勤務時間規程第5条の規定により定められたその者の勤務時間を就業規則第33条第1項に規定する勤務時間で除して得た数をそれぞれ乗じて得た時間)を乗じて得た時間とする。

(勤務1時間当たりの給与額等の端数計算)

**第18条** 第13条から第16条までの規定により算定する額につき50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円

に切り上げるものとする。

(宿日直手当)

**第19条** 宿日直手当は、宿日直勤務を命ぜられた職員に対して、当該勤務について支給する。

2 前項の勤務は、第2条の給料及び第21条管理職員特別勤務手当の勤務には含まれないものとする。

3 第1項に規定する宿日直手当の額は、正規の勤務時間の勤務に従事しないで行う医療センター及びその他の施設(以下「施設等」という。)において設備、備品、書類等の保全、外部との連絡、文書の收受及び施設等の監視を目的とする宿日直勤務1回につき、4,400円(宿日直業務が理事長が別に定める日に退勤時から引き続いて行われる場合にあっては、6,600円)とする。

2 病院に勤務する看護師又は准看護師である職員が、病院における救急外来患者等に関する業務を主として行う宿日直勤務にあっては、その勤務1回につき、7,400円(宿日直勤務が理事長が別に定める日に退勤時から引き続いて行われる場合にあっては、1万1,100円)とする。

3 病院に勤務する医師である職員が、入院患者の病状の急変又は救急の外来患者等に対処するために行う宿日直勤務にあっては、その勤務1回につき、3万5,000円(宿日直勤務が理事長が別に定める日に退勤時から引き続いて行われる場合にあっては、5万2,500円)とする。

(管理職手当)

**第20条** 管理職手当は、管理又は監督の地位にある職員の職のうち、その職務の特殊性に基づき、理事長が指定する職員に対して支給する。

2 前項の規定により理事長が指定する職は、別表第23職の欄に掲げる職とする。

3 前項に規定する職を占める職員に支給する管理職手当の額は、当該職員に適用される給料表、当該職員の属する職務の級の区分に応じ、別表第23の手当の額の欄に定める額とする。

4 前項に定める管理職手当の額は、その職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額 $\times$ 100分の25を超えてはならない。

5 別表第23に掲げる職を占める職員が、同表に掲げる他の職を兼ねる場合においてもその兼ねる職に係る管理職手当は支給しない。

- 6 別表23職欄掲げる職を占める職員以外の職員が、同表に掲げる職について代理又は心得等としてその職の職務を行う場合は、理事長の承認を得た場合に限り、その代理又は心得等に係る職について定める管理職手当を支給する。
- 7 管理職手当は、職員が月の1日から末日までの期間の全日数にわたって、次の各号のいずれかに該当する場合は、これを支給しないものとする。
- (1) 研修その他の用務のため本務を離れて出張した場合
  - (2) 勤務しなかった場合（職員が業務上負傷し、又は疾病にかかり、勤務しないことにつき特に承認のあった場合を除く。）
- 8 管理職手当は、その月分を給料の支給定日に支給する。
- 9 新たに管理職手当を支給する事由が生じたときは、その事由が生じた日から支給を開始し、手当の支給を廃止する事由を生じたときは、その事由の生じた翌日から支給を廃止するものとする。
- (管理職員特別勤務手当)

**第21条** 管理職員特別勤務手当は、前条に規定する職員が臨時又は緊急の必要その他の法人の運営の必要により週休日又は休日等（以下「週休日等」という。）に勤務した場合に支給する。

- 2 前項に規定する場合のほか、前条に規定する職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前零時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員に対して、管理職員特別勤務手当を支給する。
- 3 第1項に規定する管理職員特別勤務手当の額は、同項の規定による勤務1回につき次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、当該勤務に従事した時間が6時間を超える場合の勤務にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額とする。
- (1) 管理職職員（別表第23に掲げる職を占める職員をいう。以下同じ。）のうち  
病院長、医療支援部長、看護部長又は事務部長の職にあるもの 1万円
  - (2) 管理職職員のうち前号以外の職にあるもの 8,000円
- 4 第2項に規定する管理職員特別勤務手当の額は、同項の規定による勤務1回につき次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
- (1) 管理職職員のうち病院長、医療支援部長、看護部長又は事務部長の職にあ

るもの 5,000円

(2) 管理職職員のうち前号以外の職にあるもの 4,000円

3 第1項の勤務をした後、引き続いて第2項の勤務をした管理職職員には、その引き続く勤務に係る同項の規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。

(期末手当)

**第22条** 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下これらの日を「基準日」という。)

にそれぞれ在職する職員に対して、その在職期間に応じて支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員のうち、理事長が別に定める職員についても同様とする。

2 前項前段の規定により期末手当の支給を受ける職員は、同条に規定する基準日に在職する職員のうち、次に掲げる職員以外の職員とする。

(1) 無給休職者(心身の故障のため、長期の休養を要する場合に休職にされている職員のうち、給与の支給を受けていない職員をいう。)

(2) 刑事休職者(刑事事件に関し起訴された場合に該当して休職にされている職員をいう。)

(3) 停職者(懲戒処分として停職にされている職員をいう。)

(4) 専従休職者(専従許可を受けている職員をいう。)

(5) 無給の休暇職員(理事長が定める休暇の承認を受けて勤務しない職員をいう。)

(6) 育児休業職員(基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員以外の職員をいう。)

(7) 自己啓発休業をしている職員

3 第1項後段の規定により期末手当の支給を受ける者は、次に掲げる者以外の者とする。

(1) その退職し、又は死亡した日において前項各号のいずれかに該当する職員であった者

(2) その退職に引き続き、次に掲げる者となった者であつて、理事長が定めるもの

ア 国家公務員

イ 前号に掲げる者以外の地方公務員

- (3) その退職が、就業規則第51条第1項の規定による懲戒解雇による退職である者
- 4 次の各号のいずれかに該当する者には、前各項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は支給しない。
- (1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第51条第1項の規定による懲戒として解雇された職員
- (2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第10条の規定により解雇された職員（就業規則第10条第1項に該当して解雇された職員を除く。）
- (3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前各号に掲げる者を除く。）で、離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの
- (4) 次項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの
- 5 理事長は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で、当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。
- (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされ、その判決が確定していない場合
- (2) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であつて、その者に対し期末手当を支給することが、法人に対する信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。

- 6 前2項に規定する在職期間は、職員として在職した期間とする。
- 7 第3項第2号に掲げる者が引き続き職員となった場合は、それらの者として在職した期間は、前項の在職期間とみなす。
- 8 理事長は、一時差止処分を行った場合には、当該一時差止処分を受けた者に文書を交付しなければならない。
- 9 理事長は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているとき、その他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。
  - (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合
  - (2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合
  - (3) 一時差止処分を受けた者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴されることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合
- 10 前項の規定は、理事長が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。
- 11 理事長は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。
- 12 第3項から前項までに規定するもののほか、一時差止処分に必要な事項は、理事長が定める。
- 13 基準日前1箇月以内において職員としての退職が2回以上ある者に対する期末手当の支給について第2項の規定を適用する場合には、基準日に最も近い日の退職のみについてこれを適用するものとする。
- 14 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の120を乗じて得た額（別表第23に掲げる職員のうち、第22条に規定する管理職手当の支給に関し、支給割合100分の12



以上の職を占める職員（休職にされている職員のうち、第27条第1項第1号（休職者の給与）に該当する職員以外の職員及び派遣職員を除く。次条第5項及び第13項において「特別管理職員」という。）にあつては100分の100を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6箇月 100分の100
- (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80
- (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60
- (4) 3箇月未満 100分の30

15 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」と、「100分の100」とあるのは「100分の57.5」とする。

16 特定任期付任用職員に対する第14項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の162.5」とする。

17 第14項の期末手当基礎額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において職員が受けるべき給料（育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率（勤務時間規程第5条の規定により定められたその育児短時間勤務職員等の勤務時間を就業規則第33条第1項に規定する勤務時間で除して得た数をいう。以下同じ。）で除して得た数）及び扶養手当の月額の合計額とする。

18 職務の級が事務職給料表の4級以上である職員その他職務の複雑、困難、責任の度合等を考慮してこれに相当する職員として別表第24職員の欄に定める職員については、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、当該職員がそれぞれの基準日現在において受けるべき給料の月額（育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額）に同表職員の欄に掲げる職員の区分に応じてそれぞれ同表加算割合の欄に定める加算割合を乗じて得た額（次の各号に掲げる職員にあつては、その額に給料月額（育児短時間勤務職員等にあつては、給料月額を算出率で除して得た額）にそれぞれ当該各号で定める加算割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額を第14項の期末手当基礎額とする。

- (1) 特定任期付任用職員（4号給以上の号給を受ける職員） 100分の20

(2) 特定任期付任用職員（3号給の号給を受ける職員） 100分の15

19 第14項に規定する在職期間は、職員として在職した期間とする。ただし、次に掲げる期間は除算する。

(1) 第2項第3号から第5号までに掲げる職員として在職した期間については、その全期間

(2) 地方独立行政法人香取おみがわ医療センター職員の育児休業、介護休業等に関する規程（以下「育児介護休業規程」という。）第3条の規定により育児休業をしている職員及び第2-1項第7号に掲げる職員として在職した期間については、その2分の1の期間

(3) 育児短時間勤務職員等として在職した期間については、当該期間から当該期間に算出率を乗じて得た期間を控除して得た期間の2分の1の期間

(4) 休職（業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤による負傷又は疾病（以下「業務傷病等」という。）によるものを除く。）にされていた期間については、その2分の1の期間

20 基準日以前6箇月以内の期間において、次に掲げる者が、引き続いてこの規程の適用を受ける正規職員となった場合においては、この規程の適用前のそれらの常時勤務を要する職を占める職員（以下「常勤職員」という。）として在職した期間を、この規程の適用後の在職期間に通算することができる。

(1) 出向または派遣される職員のうち、出向または派遣元から期末手当相当分の支給がない期間

(2) この規程の医療職給料表（一）及び指定職給料表の適用を受ける正規職員となる以前の期間で、他の常勤職員として期末手当相当分の支給が無い期間で理事長が認める期間

21 前項の期間の算定については、第19項の規定を準用する。

22 期末手当は、次の各号に掲げる基準日についてそれぞれ当該各号に定める日に支給する。ただし、当該各号に定める日が休日、土曜日又は日曜日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い休日、土曜日又は日曜日でない日とする。

(1) 6月1日 6月10日

(2) 12月1日 12月10日

23 第14項の期末手当基礎額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(勤勉手当)

**第23条** 勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職する職員に対して、その在職期間に応じて支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員のうち、理事長が別に定める職員についても同様とする。

2 前項の規定により、勤勉手当の支給を受ける職員は、同条に規定する基準日(以下この条において「基準日」という。)に在職する職員のうち、次に掲げる職員以外の職員とする。

(1) 休職者(業務傷病等による休職者を除く。)

(2) 前条第2項第3号から第5号までに掲げる者

(3) 育児休業をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員以外の職員

(4) 自己啓発休業をしている職員

3 基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員のうち、理事長が別に定める勤勉手当の支給を受ける者は、次に掲げる者以外の者とする。

(1) その退職し、又は死亡した日において前項各号のいずれかに該当する職員であった者

(2) 前条第3項第1号から第3号までに掲げる者

4 勤勉手当は、前各項の職員に対し、その者の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務の状況に応じて支給する。

5 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、理事長が第8項に定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 第2項及び第3項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員  
当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)

において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に100分の100（特別管理職員にあつては、100分の120）を乗じて得た額の総額

(2) 第2項及び第3項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の47.5（特別管理職員にあつては、100分の57.5）を乗じて得た額の総額

6 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれの基準日現在において職員が受けるべき給料の月額とする。

7 前条第18項及び第23項の規定は、第5項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第18項中「前項」とあるのは「次条第5項」と、「第14項の期末手当基礎額」とあるのは「次条第5項の勤勉手当基礎額」と、同条第23項中「第14項の期末手当基礎額」とあるのは「次条第4項の勤勉手当基礎額」と読み替えるものとする。

8 第5項前段に規定する割合は、次項に規定する職員の勤務期間の割合（以下「期間率」という。）に第13項に規定する職員の勤務成績による割合（以下「成績率」という。）を乗じて得た割合とする。

9 期間率は、基準日以前6箇月以内の期間における職員の勤務期間の区分に応じて、次の表に定める割合とする。

勤務期間 割合

6箇月	100分の100
5箇月15日以上 6箇月未満	100分の95
5箇月以上 5箇月15日未満	100分の90
4箇月15日以上 5箇月未満	100分の80
4箇月以上 4箇月15日未満	100分の70
3箇月15日以上 4箇月未満	100分の60
3箇月以上 3箇月15日未満	100分の50
2箇月15日以上 3箇月未満	100分の40
2箇月以上 2箇月15日未満	100分の30
1箇月15日以上 2箇月未満	100分の20
1箇月以上 1箇月15日未満	100分の15
15日以上 1箇月未満	100分の10

15日未満 100分の5

0日 0

10 前項に規定する勤務期間は、職員として在職した期間とする。ただし、次に掲げる期間は除算する。

(1) 前条第2項第3号から第5号までに掲げる職員として在職した期間

(2) 育児介護休業規程第3条の規定により育児休業をしている職員及び自己啓発休業をしている職員として在職した期間

(3) 休職にされていた期間（業務傷病等による休職者であった期間を除く。）

(4) 育児短時間勤務職員等として在職した期間から当該期間に算出率を乗じて得た期間を控除して得た期間

(5) 第26条第1項の規定により給与を減額された期間

(6) 負傷又は疾病（業務傷病等によるもの除く。）により勤務しなかった期間から週休日及び第14条第3項に規定する休日（以下「週休日等」という。）を除いた日が30日を超える場合には、その勤務しなかった全期間

(7) 介護休暇の承認を受けて勤務しなかった期間から週休日等を除いた日が30日を超える場合には、その勤務しなかった全期間

(8) 育児介護休業規程第14条第1項の規定による部分休業の承認を受けて勤務しなかった期間が30日を超える場合には、その勤務しなかった全期間

(9) 基準日以前6箇月の全期間にわたって勤務した日がない場合には、前各号の規定にかかわらず、その全期間

11 前条第20項及び24項の規定は、前項に規定する職員として在職した期間の算定について準用する。

12 前項の期間の算定については、第10項各号に掲げる期間に相当する期間を除算する。

13 成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる割合の範囲内で、理事長が定めるものとする。

(1) 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 100分の200（特別管理職員にあっては、100分の240）

(2) 定年前再任用短時間勤務職員 100分の95（特別管理職員にあっては、100分の115）

14 勤勉手当は、次の各号に掲げる基準日についてそれぞれ当該各号に定める日に支給する。ただし、当該各号に定める日が休日、土曜日又は日曜日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い休日、土曜日又は日曜日でない日とする。

(1) 6月1日 6月10日

(2) 12月1日 12月10日

15 前条第4項から第12項までの規定は、勤勉手当の支給について準用する。この場合において、前条第4項中「前各項」とあるのは「次条第2項から第4項まで」と、同項第1号中「基準日から」とあるのは「基準日（第24条に規定する基準日をいう。以下この項及び第11項において同じ。）から」と、「第22項」とあるのは「次条第14項」と読み替えるものとする。

16 職員が法人の役員を兼ねる場合、地方独立行政法人香取おみがわ医療センター評価委員会が行う業績評価の結果及び役員としての業務に対する貢献度等を総合的に勘案し、その者の勤勉手当の合計額に、100分の20の範囲内で、これを増額し、又は減額することができるものとする。

(特定任期付任用職員業績手当)

**第24条** 特定任期付任用職員業績手当は、特定任期付任用職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員に対して支給することができる。

2 前項に規定する特定任期付任用職員業績手当の支給に関しては、理事長は、その給料月額に相当する額を特定任期付任用職員業績手当として支給することができる。

(手当の支給方法)

**第25条** 扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当（月額で定められているものに限る。）及び管理職手当は、給料の支給方法に準じて支給する。

2 特殊勤務手当（前項以外のものに限る。）、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び管理職員特別勤務手当は、一の給与期間の分を次の給与期間における給料の支給日に支給する。

(給与の減額)

**第26条** 職員が勤務しないときは、休日等である場合、休暇である場合その他その勤務しないことにつき特に理事長の承認があった場合を除き、その勤務しない1

時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

- 2 職員が、理事長の定める介護休暇、介護時間、部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の一部（2時間を超えない範囲内の時間に限る。）を勤務しないことをいう。）、修学部分休業又は高齢者部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。
- 3 就業規則第41条の規定による療養休暇中の職員の給与は2分の1を減額する。
- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、その勤務しない時間の合計が、対象となる月で10日分を超える場合、勤務した1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を合計した給与を支給する。

（休職者の給与）

**第27条** 職員が休職にされたときは、その休職の期間中、次に定めるところにより給与を支給することができる。

- (1) 職員が業務傷病等により休職にされたときは、その休職の期間中給与の全額を支給する。
  - (2) 職員が結核性疾患にかかり、休職にされたときは、その休職の期間が満2年に達するまではこれに給料、扶養手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。
  - (3) 職員が前各号以外の心身の故障により、休職にされたときは、その休職の期間が満1年に達するまでは、これに給料、扶養手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。
  - (4) 職員が刑事事件に関し起訴されて、休職にされたときは、その休職の期間中これに給料、扶養手当及び住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。
  - (5) 第1号から第4号の職員には、理事長が別に定めるもののほか、前各号に定める給与を除くほか、他のいかなる給与も支給しない。
- 2 前項第2号又は第3号に規定する職員が、それぞれ当該各号に規定する期間で第22条第1項に規定する基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡したときは、第22条第22項に規定する日にそれぞれ当該各号の例による額の期末手当を支給する。

ただし、同条第3項第2号及び第3号までに掲げる職員については、この限りでない。

- 3 前項の規定の適用を受ける職員の期末手当の支給については、第22条第8項から第12項までの規定を準用する。この場合において、同条第4項中「前各号」とあるのは「第27条第2項」と読み替えるものとする。

(非常時払)

**第28条** 職員が職員又はその収入によって生計を維持する者の出産、疾病、災害、婚礼、葬儀その他これらに準ずる非常の場合の費用に充てるために給料を請求した場合には、給与期間中給料の支給日前であっても請求の日までの給料を日割計算によりその際支給する。

- 2 前項の規定は、特殊勤務手当（月額で定められているものを除く。）、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び管理職員特別勤務手当の支給について準用する。

(給与の口座振込)

**第29条** 給与は、職員から申出があった場合は、口座振替の方法により支払うことができる。

(給与からの控除)

**第30条** 法律又はその他の規程に別段の定めがある場合及び次に掲げるものについては、職員の給与を支給する際、その給与から控除することができる。

- (1) 香取市病院事業職員共済会の掛金
- (2) 千葉県市町村職員互助会の掛金並びに同会に係る生命保険及び損害保険の保険料
- (3) 全国町村会に係る損害保険及び生命保険の保険料
- (4) 団体取扱いに係る損害保険及び生命保険の保険料
- (5) 千葉県市町村共済組合に係る貯金の積立金及び貸付金の償還
- (6) 前各号に掲げるもののほか、職員が給与からの控除を申し出たものであって、理事長が特に認めたもの

- 2 前項各号に掲げるものについては、労使協定に定める。

(適用除外)

**第31条** 第2条第5項、第8条、第9条、第13条から第15条まで、第20条及び第23



条の規定は、特定任期付任用職員には、適用しない。

2 特定任期付任用職員に対する第21条第1項並びに第22条第14項及び第18項の規定の適用については、第21条第1項中「前条に規定する職員」とあるのは「特定任期付任用職員」とする。

3 第6条、第8条及び第9条の規定は、就業規則第2条第2号の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員には、適用しない。

(名誉院長の報酬等の支給について)

**第32条** 地方独立行政法人香取おみがわ医療センター名誉院長の称号授与に関する規程に定める名誉院長の称号を授与された者が、以下の業務に従事した場合、下記により報酬を支給し、地方独立行政法人香取おみがわ医療センター職員の旅費に関する規程により通勤に要する費用を支給することができる。

業 務	報 酬 等
香取おみがわ医療センター附属看護専門学校長	月額 100,000 円
外来診療業務	日額 60,000 円
産業医業務	日額 30,000 円

(その他)

**第33条** この規程に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が別に定める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 地方独立行政法人法第59条第2項の規定により法人の職員となった者のうち、この規則の施行日前に地方公務員法その他関係法令、香取市病院事業企業職員就業規程、その他関係規程により発令、承認、許可等を受けていた場合の当該発令、承認、許可等については、その効力を引き継ぐ。

(法人移行職員の現給保障)

3 この規程により新たに決定した給料月額及び各手当が、施行日前日までの額に達しないこととなるものには、当分の間給料月額のほか、その差額に相当する額を支給する。

(派遣等職員の給与)

4 派遣条例に基づき、香取市から法人に派遣された職員の給与については、この規程の規定にかかわらず、香取市職員の給与に関する条例（平成18年香取市条例第43号）その他香取市の関係例規及び通知等の定めるところにより算定した額を支給する。

（職員の職務の級の標準的な職務の内容の特例）

5 第5条の規定に関わらず、別表12に掲げる5級以上に相当する職については、当分の間施行日前の級の職務に準じるものとする。

附 則（令和4年5月30日独香管規程第1号）

この規程は、公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則（令和5年3月27日独香管規程第10号）

（施行期日）

1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

2 当分の間、職員の給料月額を、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（以下「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第5条第2項の規定により当該職員の属する職務の級並びに初任給、昇格、昇給等の規程第9条第1項、第22条第1項、第24条第2項及び第3項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じた額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げる基とする。）とする。

3 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

（1） 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員

（2） 就業規則第62条の3第1項又は第2項に規定する異動期間（同規則第62条の3第1項又は第2項の規定により延長された期間を含む。）を延長された同規則第62条の2に規定する職を占める職員

4 就業規則第62条の2第1項に規定する他の職への降任等をされた職員であって、当該他の職への降任等をされた日（以下「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第2項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額

に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員には、当分の間、特定日以後、附則第2項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

5 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第5条第2項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第5条第2項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

6 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第2項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第4項に規定する職員を除く。）であって、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、別に定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

7 附則第4項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第2項の規定の適用を受ける職員であって、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、別に定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

8 附則第4項から前項までに定めるもののほか、附則第2項の規定による給料月額、附則第4項の規定による給料その他附則第2項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、別に定める。

別 記

第 1 号様式 (第 8 条第 7 項)

扶 養 親 族 届

年 月 日提出

地方独立行政法人 香取おみがわ医療センター 理事長 様				所 属 部 局				
				職 名			氏 名	
給与規程第 8 条第 7 項の規定により次のとおり届け出ます。(証明書 通添付)								※ 年 月 日受理
扶養親族の氏名	続 柄	生年月日	同居 別居の別	年収額 (職業)	異動年月日	届出の事由	※支給額	※ 年 月 から 支給 まで
							円	
								※子のうち 1 人の額は 年 月 から (増額・減額) 改定
								取 扱 者 確 認
配偶者 有・無 その事実の生じた年月日				年 月 日				
伺、上記のとおり決定してよろしいか。								
<p>注 1 年収額欄には、勤労収入のほか資産収入、事業収入及び年金収入（非課税分を含む。）等の収入があれば、これらの種類ごとにその全額を記入する。</p> <p>2 異動年月日欄には、扶養親族としての要件を具備するに至った者がある場合又は扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合に、それぞれの事実の生じた日を記入する。</p> <p>3 届出の事由欄には、扶養手当を受ける事実の生じた事由（例えば、婚姻、出生、満 60 歳以上等）又は扶養手当の支給を受ける事実のなくなった事由（例えば、満 18 歳以上、離婚、死亡等）をそれぞれ記入する。</p> <p>4 配偶者欄には、扶養親族である 22 歳未満の子を有するに至った時に、配偶者のない場合又は給与条例第 10 条第 1 項第 3 号、第 4 号に掲げる事実が生じた場合に記入し、後者の場合は、その事実の生じた年月日をあわせて記入する。</p> <p>5 ※印欄は、記入しないで提出すること。</p>								

第2号様式（第8条第9項）

(表)

扶 養 手 当 認 定 簿

扶 養 手 当 認 定 簿			職員氏名			職員コード	担当者の確認欄	
扶養親族氏名	続 柄	生 年 月 日 (加算開始年月)	届出提出(受理)年月日	扶養親族の要件を備え、 又は欠くに至った年月日	扶養手当支給開始・終了 年月 (22歳年度末)	備 考	確認年月日	職 氏 名
							年 月 日	年 月 日
		年 月 日 ( 年4月)	年 月 日	年 月 日	年 月 ~ ~ 年 月 ( 年3月)		年 月 日	印
		年 月 日 ( 年4月)	年 月 日	年 月 日	年 月 ~ ~ 年 月 ( 年3月)		年 月 日	印
		年 月 日 ( 年4月)	年 月 日	年 月 日	年 月 ~ ~ 年 月 ( 年3月)		年 月 日	印
		年 月 日 ( 年4月)	年 月 日	年 月 日	年 月 ~ ~ 年 月 ( 年3月)		年 月 日	印
		年 月 日 ( 年4月)	年 月 日	年 月 日	年 月 ~ ~ 年 月 ( 年3月)		年 月 日	印
		年 月 日 ( 年4月)	年 月 日	年 月 日	年 月 ~ ~ 年 月 ( 年3月)		年 月 日	印
		年 月 日 ( 年4月)	年 月 日	年 月 日	年 月 ~ ~ 年 月 ( 年3月)		年 月 日	印
		年 月 日 ( 年4月)	年 月 日	年 月 日	年 月 ~ ~ 年 月 ( 年3月)		年 月 日	印

記入上の注意

- 1 「生年月日(加算開始年月)」欄の( )内には、扶養親族のうち加算措置の対象となる者について、加算開始時期又は加算開始予定時期を記入する。
- 2 「届出提出(受理)年月日」欄には、届出提出日を記入し、その日が届出受理日と異なる場合には、届出受理日を括弧書で付記する。
- 3 「扶養手当支給開始・終了年月(22歳年度末)」欄の( )内には、扶養親族が、子、孫、弟妹のいずれかである場合に、その者が22歳年度末により支給要件を喪失する時期を記入する。
- 4 子、孫、弟妹が22歳年度末により支給要件を喪失した場合は、「届出提出(受理)年月日」欄及び「扶養親族の要件を備え、又は欠くに至った年月日」欄の記入は要しない。
- 5 「備考」欄には、届出の事由等、扶養手当の認定上特に必要な事項を記入する。

(裏)

扶養手当月額等 改定年月	子		左記以外の扶養親族		加算措置の対象となる者		扶養手当月額 (円)	扶養手当月額等 改定事由	所属長の 確認印欄
	(人)	(円)	(人)	(円)	(人)	(円)			
年 月									印
年 月									印
年 月									印
年 月									印
年 月									印
年 月									印
年 月									印

第3号様式（第9条第4項）

住 居 届 年 月 日提出

地方独立行政法人 香取おみがわ医療センター 理事長 様		所属課名			
		職名		氏名	印
地方独立行政法人香取おみがわ医療センター職員給与規程（以下「規程」という。）第9条第4項の規定に基づき、住居の実情を届け出ます。（契約書等証明書類 1 通添付）					
届出の理由（該当する□に✓印を付する。）					
<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 支給要件の喪失 <input type="checkbox"/> 転居 <input type="checkbox"/> 契約関係の変更（契約の更新を含む。） <input type="checkbox"/> 家賃額の改定 <input type="checkbox"/> その他（ ）					
（届出の理由が生じた日） 令和 年 月 日					
借家借間	契約開始日	令和 年 月 日から	住宅への入居日	令和 年 月 日から	
	住宅の所在地				
	住宅の種類	<input type="checkbox"/> 借家 <input type="checkbox"/> 借間 <input type="checkbox"/> まかない付下宿		住宅の契約面積	m <sup>2</sup>
	住宅の所有者	続柄（ ）	住所		
規程第9条	住宅の貸主	続柄（ ）	住所		
	住宅の借主	<input checked="" type="checkbox"/> 本人 共同名義人が <input type="checkbox"/> 扶養親族 続柄（ ） <input type="checkbox"/> いる 続柄（ ） 氏名 <input type="checkbox"/> いない			
	家賃等	月額 円 (令和 年 月 日から)	左記家賃等には <input type="checkbox"/> 電気、ガス又は水道の料金が含まれている。 (光熱費込みの下宿代) <input type="checkbox"/> 食費等が含まれている。(まかない付下宿代)		
上記のとおり <input type="checkbox"/> 確認する。 <input type="checkbox"/> 確認し、規程第9条第2項に規定する家賃の額に相当する額は 円 であると算定する。					
令和 年 月 日	職名	氏名	取扱者 認 印	管理課長	庶務班長
記入上の注意					
1 「届出の理由」欄には、住居届の主な理由の一つについてレ印を付するものとする。 2 「家賃等」欄には、権利金、敷金、食費、電気代、ガス代、水道代、共益費若しくは店舗付住宅の店舗部分その他これに類するものに係る借料又は借り受けた住宅を他に転貸している場合の転貸部分に係る家賃等は含まない額を記入する。ただし、居住に関する支払額に電気、ガス若しくは水道の料金が含まれている場合（例：光熱費込みの下宿代）又は居住に関する支払額に食費等が含まれている場合（例：まかない付下宿代）で家賃に相当する額の算出が困難なときは、光熱費、食費等を含めた額（光熱費込みの下宿代又はまかない付下宿代）を記入しても差し支えない。なお、この場合には該当するものにレ印を付するものとする。					
備考					

第4号様式 (第9条第8項)

住 居 手 当 認 定 簿  
異動後の所属

所属								氏名			
届出の事由		提出年月日	受理年月日	該当条文	決定家賃等 (借家借間のみ)	支給の始期等	住居手当 の月額	給与規程第9条第7項に基づき住居 手当の支給を左記 のとおり決定(改正)する。		備考	
発生年月日 (改定年月日)	内容							年月日	年月日		円
年 月 日	から まで	年 月 日	年 月 日	<input type="checkbox"/> 給与規程 第9条第1項	円	年 月 日	円	年 月 日	氏名	Ⓜ	
年 月 日	から まで	年 月 日	年 月 日	<input type="checkbox"/> 給与規程 第9条第1項	円	年 月 日	円	年 月 日	氏名	Ⓜ	
年 月 日	から まで	年 月 日	年 月 日	<input type="checkbox"/> 給与規程 第9条第1項	円	年 月 日	円	年 月 日	氏名	Ⓜ	
年 月 日	から まで	年 月 日	年 月 日	<input type="checkbox"/> 給与規程 第9条第1項	円	年 月 日	円	年 月 日	氏名	Ⓜ	
年 月 日	から まで	年 月 日	年 月 日	<input type="checkbox"/> 給与規程 第9条第1項	円	年 月 日	円	年 月 日	氏名	Ⓜ	
年 月 日	から まで	年 月 日	年 月 日	<input type="checkbox"/> 給与規程 第9条第1項	円	年 月 日	円	年 月 日	氏名	Ⓜ	
年 月 日	から まで	年 月 日	年 月 日	<input type="checkbox"/> 給与規程 第9条第1項	円	年 月 日	円	年 月 日	氏名	Ⓜ	
年 月 日	から まで	年 月 日	年 月 日	<input type="checkbox"/> 給与規程 第9条第1項	円	年 月 日	円	年 月 日	氏名	Ⓜ	
年 月 日	から まで	年 月 日	年 月 日	<input type="checkbox"/> 給与規程 第9条第1項	円	年 月 日	円	年 月 日	氏名	Ⓜ	
年 月 日	から まで	年 月 日	年 月 日	<input type="checkbox"/> 給与規程 第9条第1項	円	年 月 日	円	年 月 日	氏名	Ⓜ	
備 考											



第5号様式 (第11条第7項)

単身赴任届

年 月 日提出

理事長	様	職名		氏名	
勤務地名			所在地		
届出の理由	<input type="checkbox"/> 1新規 <input type="checkbox"/> 2異動 <input type="checkbox"/> 3転居 ( <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 配偶者) <input type="checkbox"/> 4その他( ) 上記事実の発生日 年 月 日				

地方独立行政法人香取おみがわ医療センター職員給与規程第11条第7項の規定により、次のとおり配偶者等との別居の状況等を届け出ます。(住民票等証明書類 通添付)

異動直前の居住状況等

異動の発令年月日	年 月 日
本人の住居	
同居者	<input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 子(生年月日 年 月 日) <input type="checkbox"/> 子(生年月日 年 月 日) <input type="checkbox"/> 子(生年月日 年 月 日) <input type="checkbox"/> 子(生年月日 年 月 日)

現在の居住状況等

配偶者と別居した年月日	年 月 日
配偶者と別居した事情	
本人の住居	入居年月日 年 月 日
本人の住居における同居者	<input type="checkbox"/> 子(生年月日 年 月 日) <input type="checkbox"/> 子(生年月日 年 月 日) <input type="checkbox"/> 子(生年月日 年 月 日) <input type="checkbox"/> その他(続柄 ) <input type="checkbox"/> その他(続柄 ) <input type="checkbox"/> その他(続柄 )
配偶者の住居	異動直前の本人の住居と <input type="checkbox"/> 同じ。 <input type="checkbox"/> 異なる。(入居年月日 年 月 日)
異動直前の住居から勤務公署までの通勤経路及び方法	その2の(1)に記入
配偶者の住居から勤務公署までの通勤経路及び方法	その2の(2)に記入
配偶者の住居から本人の住居までの交通経路及び方法	その2の(3)に記入

※給与担当課記入欄

上記のとおり	<input type="checkbox"/> 確認する。 <input type="checkbox"/> 確認し、	<input type="checkbox"/> 単身赴任手当の月額を 円と決定する。 <input type="checkbox"/> 第11条第5項の規定による加算額を 円、 単身赴任手当の月額を 円と決定する。				
年 月 日						

(「記入上の注意」については、裏面を参照のこと。)

(裏面)

記入上の注意

- 1 「届出の理由」欄には、該当する理由の□に☑印を付し（新規の場合は理由の1のみ☑印を付する。）、理由の4に該当する場合は内容を（ ）内に記入する。
- 2 「届出の理由」欄中「2異動」とは、既に単身赴任手当の支給を受けている者が、更に公署を異にする異動をした場合の当該異動をいい、「3転居」とは、既に単身赴任手当の支給を受けている者が、更に住居を移転した場合の当該転居をいう。
- 3 配偶者のない者にあつては、「配偶者」とあるのを「異動直前に同居していた満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子」と読み替えて記入する。
- 4 届出の理由の1以外に該当する場合は「1 異動直前の居住状況等」は記入を要しない。
- 5 「1 異動直前の居住状況等」及び「2 現在の居住状況等」において「異動」とは、別居の原因となった公署を異にする異動をいう。
- 6 在勤する公署が移転した者にあつては、「異動」とあるのを「移転」と読み替えて記入する。
- 7 異動に伴い配偶者と別居した場合で、配偶者の住居が異動直前の本人の住居と同じときは、「配偶者の住居から勤務公署までの通勤経路及び方法」欄は記入を要しない。
- 8 異動に伴って配偶者とともに住居を移転し、その後に配偶者と別居した場合は、「異動直前の住居から勤務公署までの通勤経路及び方法」欄は記入を要しない。
- 9 「通勤（交通）方法の別」欄には、通勤等の順路に従い、徒歩、〇〇線等の別を記入する。
- 10 別居後に配偶者を欠くこととなった場合は、異動直前に配偶者がいないものとした場合について記入する。
- 11 ※欄は記入しないこと。

## (1) 異動直前の住居から勤務公署までの通勤経路及び方法

順路	通勤方法の別	区 間	※給与担当課の記入欄	順	通勤方法の別	区 間	距離
1		住居から ( 経由) まで		1		住居から ( 経由) まで	・ km
2		から ( 経由) まで		2		から ( 経由) まで	・ km
3		から ( 経由) まで		3		から ( 経由) まで	・ km
4		から ( 経由) まで		4		から ( 経由) まで	・ km
5		から ( 経由) まで		5		から ( 経由) まで	・ km
6		から ( 経由) まで		計 (第 11 条第 4 項の規定による通勤距離)		・ km	
経路略図 (経路朱線)							

## (2) 配偶者の住居から勤務公署までの通勤経路及び方法

順路	通勤方法の別	区 間	※給与担当課の記入欄	順	通勤方法の別	区 間	距離
1		住居から ( 経由) まで		1		住居から ( 経由) まで	・ km
2		から ( 経由) まで		2		から ( 経由) まで	・ km
3		から ( 経由) まで		3		から ( 経由) まで	・ km
4		から ( 経由) まで		4		から ( 経由) まで	・ km
5		から ( 経由) まで		5		から ( 経由) まで	・ km
6		から ( 経由) まで		計 (第 11 条第 4 項の規定による通勤距離)		・ km	
経路略図 (経路朱線)							

## (3) 配偶者の住居から本人の住居までの交通経路及び方法

順路	通勤方法の別	区 間	※給与担当課の記入欄	順	通勤方法の別	区 間	距離
1		住居から ( 経由) まで		1		住居から ( 経由) まで	・ km
2		から ( 経由) まで		2		から ( 経由) まで	・ km
3		から ( 経由) まで		3		から ( 経由) まで	・ km
4		から ( 経由) まで		4		から ( 経由) まで	・ km
5		から ( 経由) まで		5		から ( 経由) まで	・ km
6		から ( 経由) まで		計 (第 11 条第 4 項の規定による通勤距離)		・ km	
経路略図 (経路朱線)							

第6号様式（第11条第10項）

職員番号 \_\_\_\_\_

単身赴任手当認定簿

氏名	
----	--

届出の理由等		届出提出 年 月 日 (受理年月日)	支給の始期(終期)・ 支給額の改定時期	加算額	単身赴任手当の 月 額	理事長の決定(改定)
事実の発生 年月日	内容					
年 月 日		年 月 日	年 月分 {から} まで	円	円	年 月 日 職名 氏名
年 月 日		年 月 日	年 月分 {から} まで	円	円	年 月 日 職名 氏名
年 月 日		年 月 日	年 月分 {から} まで	円	円	年 月 日 職名 氏名
年 月 日		年 月 日	年 月分 {から} まで	円	円	年 月 日 職名 氏名
年 月 日		年 月 日	年 月分 {から} まで	円	円	年 月 日 職名 氏名
年 月 日		年 月 日	年 月分 {から} まで	円	円	年 月 日 職名 氏名

記入上の注意

「届出提出(受理)年月日」欄には、届出提出日を記入し、その日が届出受理日と異なる場合にあっては、届出受理日を( )書で付記する。

別表第1（第2条第5項第1号）

## 事務職

職員の区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員及び任期付任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	150,100	185,200	227,500	266,000	290,700	319,200	362,900
	2	151,200	186,900	229,300	267,700	292,900	321,400	365,500
	3	152,400	188,500	231,100	269,200	295,000	323,700	367,900
	4	153,500	190,200	232,800	271,000	297,000	325,900	370,500
	5	154,600	191,900	234,400	272,700	298,800	328,100	372,400
	6	155,700	193,600	236,000	274,500	300,800	330,100	374,900
	7	156,800	195,200	237,500	276,300	302,600	332,300	377,200
	8	157,900	196,900	239,000	278,300	304,200	334,500	379,700
	9	158,900	198,500	240,300	280,200	306,100	336,400	382,100
	10	160,300	200,300	241,900	282,200	308,400	338,600	384,800
	11	161,600	202,100	243,400	284,100	310,600	340,600	387,400
	12	162,900	203,900	244,900	286,000	312,900	342,800	390,100
	13	164,100	205,400	246,000	287,900	315,000	344,600	392,500
	14	165,600	207,200	247,500	289,700	317,100	346,600	394,800
	15	167,100	209,000	249,000	291,200	319,300	348,600	397,000
	16	168,700	210,800	250,300	292,600	321,400	350,600	399,400
	17	169,800	212,400	251,800	294,400	323,300	352,300	401,200
	18	171,200	214,200	253,000	296,400	325,300	354,300	403,200
	19	172,600	216,000	254,300	298,500	327,300	356,100	405,100
	20	174,000	217,800	255,500	300,500	329,300	358,000	406,900
	21	175,300	219,200	256,800	302,400	331,000	359,900	408,800
	22	177,800	221,000	258,200	304,500	333,100	361,800	410,600
	23	180,300	222,700	259,600	306,500	335,100	363,800	412,400
	24	182,800	224,500	261,100	308,600	337,200	365,700	414,300
	25	185,200	226,100	262,700	310,300	338,600	367,700	416,100
	26	186,900	227,800	264,400	312,400	340,500	369,600	417,600
	27	188,500	229,400	266,000	314,400	342,400	371,600	419,100
28	190,200	230,900	267,600	316,400	344,300	373,600	420,700	

29	191, 700	232, 200	269, 400	318, 100	345, 900	375, 100	422, 300
30	193, 400	233, 800	271, 200	320, 100	347, 800	376, 900	423, 600
31	195, 200	235, 400	272, 900	322, 200	349, 700	378, 700	424, 900
32	196, 900	236, 900	274, 600	324, 300	351, 500	380, 300	426, 100
33	198, 500	237, 900	276, 200	325, 500	353, 400	382, 100	427, 300
34	199, 900	239, 400	277, 900	327, 500	355, 200	383, 500	428, 600
35	201, 400	240, 700	279, 700	329, 400	357, 000	385, 000	429, 900
36	202, 900	241, 900	281, 200	331, 500	358, 700	386, 600	431, 100
37	204, 200	243, 100	282, 400	333, 400	360, 100	388, 000	432, 300
38	205, 500	244, 100	284, 100	335, 300	361, 400	389, 200	433, 100
39	206, 700	245, 100	285, 700	337, 300	362, 800	390, 400	433, 900
40	208, 000	246, 100	287, 400	339, 200	364, 200	391, 500	434, 700
41	209, 300	247, 200	289, 000	341, 100	365, 500	392, 600	435, 300
42	210, 600	248, 100	290, 700	343, 000	366, 400	393, 800	436, 000
43	211, 900	249, 000	292, 500	344, 800	367, 500	395, 000	436, 700
44	213, 200	250, 000	294, 300	346, 700	368, 600	396, 100	437, 400
45	214, 300	250, 900	295, 800	348, 200	369, 400	396, 800	438, 200
46	215, 600	252, 200	297, 500	349, 600	370, 300	397, 500	439, 000
47	216, 900	253, 400	299, 000	351, 100	371, 200	398, 200	439, 400
48	218, 200	254, 700	300, 600	352, 600	372, 100	398, 900	440, 100
49	219, 200	256, 000	302, 200	354, 200	373, 000	399, 500	440, 600
50	220, 300	257, 400	303, 900	355, 000	373, 800	400, 100	441, 000
51	221, 300	258, 600	305, 500	356, 200	374, 600	400, 600	441, 400
52	222, 300	259, 800	307, 200	357, 200	375, 400	401, 000	441, 800
53	223, 300	260, 900	308, 100	358, 100	376, 100	401, 400	442, 200
54	224, 200	262, 100	309, 600	359, 200	376, 800	401, 700	442, 600
55	225, 100	263, 400	311, 100	360, 100	377, 500	402, 000	443, 000
56	226, 000	264, 500	312, 700	361, 200	378, 200	402, 300	443, 300
57	226, 300	265, 600	314, 300	362, 100	378, 700	402, 600	443, 600
58	227, 100	266, 600	315, 900	362, 800	379, 300	402, 900	444, 000
59	227, 800	267, 800	317, 500	363, 500	379, 900	403, 200	444, 300
60	228, 500	268, 900	319, 000	364, 200	380, 600	403, 500	444, 600

61	229,200	269,900	320,500	364,600	381,000	403,800	444,900
62	230,000	270,900	321,700	365,200	381,700	404,100	445,200
63	230,700	272,000	322,900	365,900	382,300	404,400	445,500
64	231,300	273,100	324,100	366,600	382,900	404,700	445,800
65	231,900	274,000	324,800	366,900	383,300	405,000	446,100
66	232,500	275,000	325,700	367,600	383,900	405,300	446,400
67	233,100	275,900	326,500	368,300	384,500	405,600	446,700
68	233,800	277,000	327,300	369,000	385,100	405,900	447,000
69	234,500	278,100	328,200	369,300	385,500	406,100	447,300
70	235,100	279,100	328,600	369,900	386,000	406,400	447,600
71	235,600	280,000	329,300	370,600	386,500	406,700	447,900
72	236,300	281,000	330,100	371,200	387,100	407,000	448,200
73	237,000	281,500	330,900	371,500	387,400	407,200	448,500
74	237,600	282,400	331,600	372,100	387,800	407,500	448,800
75	238,200	283,100	332,300	372,800	388,200	407,800	449,100
76	238,700	284,000	333,000	373,400	388,600	408,000	449,400
77	239,300	285,000	333,500	373,800	388,900	408,200	449,700
78		285,800	334,100	374,300	389,200	408,500	450,000
79		286,600	334,600	374,900	389,500	408,800	450,300
80		287,400	335,200	375,400	389,800	409,000	450,600
81		288,200	335,500	375,900	390,000	409,200	450,900
82		288,700	336,000	376,500	390,300	409,500	451,200
83		289,100	336,400	377,000	390,600	409,800	451,500
84		289,600	336,900	377,300	390,800	410,000	451,800
85		289,800	337,300	377,700	391,000	410,200	452,100
86			337,800	378,200	391,300	410,400	452,400
87			338,300	378,600	391,600	410,600	452,700
88			338,800	379,000	391,800	410,800	453,000
89			339,100	379,400	392,000	411,000	453,300
90			339,500	379,900	392,300	411,200	453,600
91			340,000	380,300	392,600	411,400	453,900
92			340,400	380,700	392,800	411,600	454,200

	93			340,700	381,000	393,000	411,800	454,500
	94			341,100	381,500	393,200	412,000	454,800
	95			341,600	381,900	393,400	412,200	455,100
	96			342,000	382,300	393,600	412,400	455,400
	97			342,200	382,600	393,800	412,600	455,700
	98			342,600	382,900	394,000	412,800	456,000
	99			343,100	383,200	394,200	413,000	456,300
	100			343,500	383,500	394,400	413,200	456,600
	101			343,700	383,800	394,600	413,400	456,900
	102			344,100	384,100	394,800		457,200
	103			344,500	384,400	395,000		457,500
	104			344,800	384,700	395,200		457,800
	105			345,100	385,000	395,400		458,100
	106			345,500	385,300	395,600		458,400
	107			345,900	385,600	395,800		458,700
	108			346,300	385,900	396,000		459,000
	109			346,800	386,200	396,200		459,300
	110			347,200	386,500	396,400		459,600
	111			347,600	386,800	396,600		459,900
	112			348,000	387,100	396,800		460,200
	113			348,500	387,400	397,000		460,500
	114			348,900				460,800
	115			349,200				461,100
	116			349,500				
	117			350,000				
定年前再任用短時間勤務職員		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800
任期付任用職員		158,900	198,500	230,700	259,300	275,800	294,200	325,600

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

## 別表第2（第2条第5項第2号）

### 労務職

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級
-------	------	----	----	----



	号給	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員及び任期付任用職員以外の職員		円	円	円
	1	140,800	178,600	212,200
	2	142,000	180,300	214,200
	3	143,200	182,000	216,200
	4	144,300	183,700	218,200
	5	145,500	185,200	220,000
	6	146,700	186,900	222,000
	7	147,900	188,500	224,000
	8	149,000	190,200	226,000
	9	150,100	191,900	227,500
	10	151,200	193,600	229,300
	11	152,400	195,200	231,100
	12	153,500	196,900	232,800
	13	154,600	198,500	234,400
	14	155,700	200,300	236,000
	15	156,800	202,100	237,500
	16	157,900	203,900	239,000
	17	158,900	205,400	240,300
	18	160,300	207,200	241,900
	19	161,600	209,000	243,400
	20	162,900	210,800	244,900
	21	164,100	212,400	246,000
	22	165,600	214,200	247,500
	23	167,100	216,000	249,000
	24	168,700	217,800	250,300
	25	169,800	219,200	251,800
	26	171,200	221,000	253,000
	27	172,600	222,700	254,300
	28	174,000	224,500	255,500
	29	175,300	226,100	256,800
	30	177,800	227,800	258,200
	31	180,300	229,400	259,600
	32	182,800	230,900	261,100
	33	185,200	232,200	262,700
	34	186,900	233,800	264,400
	35	188,500	235,400	266,000
	36	190,200	236,900	267,600
	37	191,700	237,900	269,400
38	193,400	239,400	271,200	

39	195,200	240,700	272,900
40	196,900	241,900	274,600
41	198,500	243,100	276,200
42	199,900	244,100	277,900
43	201,400	245,100	279,700
44	202,900	246,100	281,200
45	204,200	247,200	282,400
46	205,500	248,100	284,100
47	206,700	249,000	285,700
48	208,000	250,000	287,400
49	209,300	250,900	289,000
50	210,600	252,200	290,700
51	211,900	253,400	292,500
52	213,200	254,700	294,300
53	214,300	256,000	295,800
54	215,600	257,400	297,500
55	216,900	258,600	299,000
56	218,200	259,800	300,600
57	219,200	260,900	302,200
58	220,300	262,100	303,900
59	221,300	263,400	305,500
60	222,300	264,500	307,200
61	223,300	265,600	308,100
62	224,200	266,600	309,600
63	225,100	267,800	311,100
64	226,000	268,900	312,700
65	226,300	269,900	314,300
66	227,100	270,900	315,900
67	227,800	272,000	317,500
68	228,500	273,100	319,000
69	229,200	274,000	320,500
70	230,000	275,000	321,700
71	230,700	275,900	322,900
72	231,300	277,000	324,100
73	231,900	278,100	324,800
74	232,500	279,100	325,700
75	233,100	280,000	326,500
76	233,800	281,000	327,300
77	234,500	281,500	328,200

78	235,100	282,400	328,600
79	235,600	283,100	329,300
80	236,300	284,000	330,100
81	237,000	285,000	330,900
82	237,600	285,800	331,600
83	238,200	286,600	332,300
84	238,700	287,400	333,000
85	239,300	288,200	333,500
86	240,000	288,700	334,100
87	240,700	289,100	334,600
88	241,200	289,600	335,200
89	241,700	289,800	335,500
90	242,300	290,100	336,000
91	242,900	290,300	336,400
92	243,400	290,700	336,900
93	244,100	290,900	337,300
94	244,800	291,100	337,800
95	245,500	291,500	338,300
96	246,200	291,800	338,800
97	246,800	292,100	339,100
98		292,400	339,500
99		292,700	340,000
100		293,100	340,400
101		293,400	340,700
102		293,800	341,100
103		294,100	341,600
104		294,500	342,000
105		294,700	342,200
106		294,900	
107		295,200	
108		295,600	
109		295,800	
110		296,100	
111		296,500	
112		296,900	
113		297,100	
114		297,400	
115		297,700	
116		298,000	

117	298, 200
118	298, 500
119	298, 800
120	299, 100
121	299, 300
122	299, 600
123	299, 900
124	300, 200
125	300, 400
126	300, 700
127	301, 000
128	301, 300
129	301, 500
130	301, 800
131	302, 100
132	302, 400
133	302, 600
134	302, 900
135	303, 200
136	303, 500
137	303, 700
138	304, 000
139	304, 300
140	304, 600
141	304, 800
142	305, 100
143	305, 300
144	305, 600
145	305, 800
146	306, 100
147	306, 300
148	306, 600
149	306, 800
150	307, 100
151	307, 300
152	307, 500
153	307, 700
154	307, 900
155	308, 100
156	308, 300

	157		308,500	
定年前再任用短時間勤務職員		187,700	215,200	255,200
任期付任用職員		158,900	198,500	230,700

備考 この表は、医療以外の単純な業務に従事する職員に適用する。

### 別表第3（第2条第5項第3号）

#### 医療職給料表（一）

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員及び任期付任用職員以外の職員		円	円	円	円
	1	253,600	338,400	400,400	471,700
	2	256,100	341,400	403,300	474,000
	3	258,600	344,200	405,900	476,200
	4	261,100	347,100	408,600	478,500
	5	263,300	349,800	411,000	480,700
	6	267,100	352,800	413,300	482,900
	7	270,900	355,900	415,400	485,100
	8	274,700	358,700	417,300	487,300
	9	278,300	361,100	419,500	489,300
	10	282,300	363,700	422,200	491,400
	11	286,300	366,400	424,800	493,500
	12	290,300	369,200	427,500	495,600
	13	294,000	372,100	429,900	497,700
	14	298,000	375,600	432,400	499,800
	15	301,900	378,600	434,800	501,900
	16	305,700	382,200	437,300	504,000
	17	309,300	385,600	439,300	506,100
	18	312,800	388,300	441,700	508,100
	19	316,300	390,800	444,000	510,100
	20	319,800	393,400	446,400	512,100
	21	323,400	396,100	447,900	513,900
	22	327,100	398,300	450,300	515,700
	23	330,500	400,200	452,600	517,600
	24	333,800	401,800	454,900	519,500
	25	337,300	403,800	456,900	521,200
26	339,800	406,100	459,200	523,000	

27	342, 400	408, 300	461, 400	524, 800
28	344, 700	410, 600	463, 700	526, 600
29	347, 100	412, 900	465, 800	528, 200
30	348, 900	415, 000	468, 100	530, 000
31	350, 700	417, 000	470, 400	531, 800
32	352, 700	419, 100	472, 600	533, 600
33	354, 900	421, 000	474, 600	535, 200
34	357, 200	422, 800	476, 700	537, 000
35	359, 300	424, 600	478, 800	538, 700
36	361, 600	426, 600	480, 900	540, 500
37	363, 700	428, 500	483, 000	542, 100
38	366, 100	430, 500	484, 800	543, 700
39	368, 300	432, 400	486, 600	545, 100
40	370, 300	434, 400	488, 400	546, 700
41	372, 500	436, 200	490, 100	548, 200
42	373, 500	438, 000	491, 900	549, 600
43	374, 300	439, 700	493, 700	551, 000
44	375, 000	441, 500	495, 500	552, 300
45	376, 200	443, 300	497, 100	553, 500
46	377, 600	445, 100	498, 800	554, 500
47	379, 100	446, 900	500, 600	555, 500
48	380, 600	448, 600	502, 400	556, 500
49	381, 700	450, 400	504, 000	557, 500
50	382, 700	452, 100	505, 300	558, 400
51	383, 700	453, 900	506, 600	559, 300
52	384, 500	455, 700	507, 900	560, 200
53	385, 400	457, 600	508, 900	561, 000
54	386, 300	458, 800	510, 200	561, 900
55	387, 000	460, 000	511, 500	562, 800
56	387, 900	461, 200	512, 800	563, 700
57	388, 600	462, 400	513, 800	564, 600
58	389, 500	463, 400	514, 600	565, 500
59	390, 300	464, 400	515, 400	566, 400
60	391, 100	465, 400	516, 200	567, 100
61	391, 600	466, 200	517, 100	568, 000
62	392, 100	466, 900	517, 900	568, 900
63	392, 500	467, 600	518, 800	569, 800
64	393, 000	468, 300	519, 600	570, 700
65	393, 300	469, 000	520, 500	571, 600

66	469,700	521,400	572,500
67	470,400	522,100	573,400
68	471,000	523,000	574,300
69	471,300	523,900	575,200
70	472,000	524,700	576,100
71	472,700	525,600	577,000
72	473,400	526,500	577,900
73	473,800	527,300	578,800
74	474,400	528,200	579,700
75	475,100	529,100	580,600
76	475,800	529,800	581,500
77	476,200	530,600	582,400
78	476,800	531,500	583,300
79	477,400	532,400	584,200
80	477,900	533,300	585,100
81	478,500	534,100	586,000
82	479,000	535,000	586,900
83	479,500	535,900	587,800
84	480,000	536,800	588,700
85	480,400	537,600	589,600
86	481,000	538,500	590,500
87	481,400	539,400	591,400
88	481,900	540,300	592,300
89	482,400	541,100	593,200
90	483,000	542,000	594,100
91	483,600	542,900	595,000
92	484,000	543,800	595,900
93	484,500	544,600	596,800
94	485,100	545,500	597,700
95	485,700	546,400	598,600
96	486,300	547,300	599,500
97	486,800	548,100	600,400
98			601,300
99			602,200
100			603,100
101			604,000
102			604,900
103			605,800
104			606,700

	105				607,600
	106				608,500
	107				609,400
	108				610,300
	109				611,200
	110				612,100
	111				613,000
	112				613,900
	113				614,800
	114				615,700
	115				616,600
	116				617,500
	117				618,400
	118				619,300
	119				620,200
	120				621,100
	121				622,000
	122				622,900
	123				623,800
	124				624,700
	125				625,600
	126				626,500
	127				627,400
	128				628,300
	129				629,200
	130				630,100
	131				631,000
定年前再任用短時間勤務職員		296,200	338,600	393,000	466,000
任期付任用職員		278,300	310,600	355,300	428,700

備考 この表は、病院に勤務する医師及び歯科医師に適用する。

#### 別表第4（第2条第5項第4号）

##### 医療職給料表（二）

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務		円	円	円	円	円	円
	1	155,100	191,500	226,800	252,400	282,100	327,000



務職員及び 任期付任用 職員以外の 職員	2	156,500	193,100	228,400	253,500	284,000	329,000
	3	157,900	194,700	230,000	254,700	286,100	331,200
	4	159,300	196,300	231,600	256,000	288,100	333,400
	5	160,500	197,800	233,000	257,200	290,200	335,200
	6	162,300	199,300	234,600	258,400	292,300	337,400
	7	164,000	200,900	236,100	259,500	294,200	339,400
	8	165,600	202,400	237,700	260,500	296,200	341,600
	9	167,200	204,000	238,600	261,800	298,000	343,400
	10	168,900	205,700	240,000	262,500	299,900	345,500
	11	170,500	207,300	241,400	263,400	301,500	347,600
	12	172,300	209,000	242,500	264,200	303,100	349,700
	13	173,700	210,400	244,000	265,300	305,100	351,200
	14	175,500	212,000	245,300	266,400	307,000	353,200
	15	177,400	213,600	246,500	267,600	309,100	355,100
	16	179,200	215,200	247,800	268,700	311,100	357,100
	17	181,100	216,600	248,600	270,200	313,100	358,900
	18	182,600	218,200	249,800	271,900	315,100	360,900
	19	184,400	219,900	250,900	273,600	317,200	362,900
	20	186,200	221,600	252,000	275,300	319,300	364,900
	21	187,700	222,900	253,400	277,000	321,100	366,700
	22	189,200	224,400	254,200	278,700	323,100	368,700
	23	190,700	225,800	255,100	280,400	324,900	370,800
	24	192,200	227,300	256,000	282,000	326,900	372,900
	25	193,800	228,500	257,000	283,700	328,600	374,300
	26	195,100	229,900	258,100	285,400	330,500	376,100
	27	196,600	231,200	259,200	287,200	332,500	377,900
	28	198,000	232,400	260,400	288,800	334,500	379,600
	29	199,500	233,600	261,800	290,200	335,800	381,400
	30	200,700	234,900	263,400	291,800	337,600	382,900
	31	202,000	236,400	265,000	293,400	339,300	384,500
	32	203,300	237,700	266,500	295,100	341,100	386,200
	33	204,700	238,700	267,800	296,800	342,800	387,500
	34	206,100	240,000	269,500	298,500	344,600	388,800
	35	207,400	240,900	271,100	300,300	346,500	390,100
	36	208,800	242,100	272,700	302,100	348,300	391,300
	37	209,900	243,400	274,100	303,400	350,100	392,400
	38	211,200	244,500	275,600	305,100	351,800	393,600
	39	212,500	245,600	277,200	306,600	353,400	394,700
	40	213,800	246,700	278,600	308,200	355,100	395,800

41	214,900	247,800	279,800	309,900	356,300	396,600
42	216,100	248,700	281,200	311,600	357,400	397,400
43	217,300	249,600	282,700	313,200	358,600	398,200
44	218,500	250,400	284,200	314,900	359,800	399,000
45	219,600	251,500	285,700	315,800	361,000	399,400
46	220,700	252,800	287,400	317,200	361,800	400,000
47	221,700	254,100	289,100	318,700	363,000	400,500
48	222,700	255,300	290,700	320,300	364,100	400,900
49	223,600	256,800	291,900	321,700	365,100	401,300
50	224,500	258,200	293,500	323,000	366,100	401,600
51	225,400	259,400	294,800	324,200	367,100	401,900
52	226,300	260,600	296,400	325,500	368,100	402,200
53	226,600	261,600	297,700	326,600	368,900	402,500
54	227,400	262,900	299,200	327,600	369,700	402,800
55	228,000	264,200	300,600	328,700	370,600	403,100
56	228,800	265,300	302,100	329,700	371,500	403,400
57	229,500	266,100	303,100	330,200	372,000	403,700
58	230,200	267,300	304,300	331,100	372,800	404,000
59	230,800	268,500	305,500	331,900	373,600	404,300
60	231,400	269,600	306,900	332,800	374,400	404,700
61	232,100	270,500	308,200	333,600	374,800	404,900
62	232,700	271,600	309,400	333,900	375,500	405,200
63	233,300	272,700	310,700	334,500	376,200	405,500
64	234,000	273,800	311,900	335,200	376,900	405,800
65	234,600	274,600	313,300	335,800	377,300	406,000
66	235,300	275,700	314,100	336,500	377,900	406,300
67	236,000	276,600	314,900	337,200	378,600	406,600
68	236,700	277,700	315,700	337,900	379,200	406,900
69	237,300	278,700	316,300	338,600	379,600	407,100
70	237,900	279,700	317,000	339,100	380,100	407,400
71	238,500	280,800	317,700	339,700	380,600	407,700
72	239,000	281,900	318,300	340,300	381,100	408,000
73	239,600	282,500	319,000	340,600	381,700	408,200
74	240,300	283,200	319,200	341,200	382,200	408,500
75	241,000	283,700	319,800	341,700	382,800	408,800
76	241,500	284,500	320,400	342,300	383,400	409,100
77	241,900	285,300	321,000	342,800	383,900	409,300
78	242,400	285,900	321,500	343,300	384,400	409,600
79	242,900	286,500	322,000	343,800	384,900	409,900
80	243,200	287,100	322,500	344,200	385,400	410,200

81	243,500	287,800	323,100	344,500	385,700	410,400
82	243,800	288,300	323,600	344,800	386,200	410,700
83	244,100	288,700	324,000	345,200	386,600	411,000
84	244,400	289,100	324,500	345,500	387,000	411,300
85	244,700	289,300	325,000	346,000	387,400	411,500
86		289,500	325,400	346,300	387,900	411,800
87		289,700	325,600	346,600	388,300	412,100
88		289,900	326,000	346,900	388,700	412,400
89		290,300	326,400	347,300	389,100	412,600
90		290,500	326,800	347,600	389,600	412,900
91		290,700	327,200	348,000	390,000	413,200
92		290,900	327,600	348,300	390,400	413,500
93		291,300	327,900	348,700	390,800	413,700
94		291,500	328,100	349,000	391,300	414,000
95		291,700	328,500	349,300	391,700	414,300
96		292,000	328,800	349,600	392,100	414,600
97		292,400	329,000	349,900	392,500	414,800
98		292,700	329,300	350,200	393,000	415,100
99		292,900	329,600	350,500	393,400	415,400
100		293,200	329,900	350,800	393,800	415,700
101		293,500	330,100	351,100	394,200	415,900
102		293,700	330,400	351,400	394,700	416,200
103		293,900	330,800	351,700	395,100	416,500
104		294,200	331,000	352,000	395,500	416,800
105		294,500	331,200	352,300	395,900	417,000
106			331,400	352,600	396,400	417,300
107			331,800	352,900	396,800	417,600
108			332,000	353,200	397,200	417,900
109			332,200	353,500	397,600	418,100
110			332,600	353,800	398,100	418,400
111			333,000	354,100	398,500	418,700
112			333,400	354,400	398,900	419,000
113			333,600	354,700	399,300	419,200
114				355,000		419,500
115				355,300		419,800
116				355,600		420,100
117				355,900		420,300
118				356,200		420,600
119				356,500		420,900

	120				356,800		421,200
	121				357,100		421,400
	122						421,700
	123						422,000
	124						422,300
	125						422,500
	126						422,800
	127						423,100
	128						423,400
	129						423,600
	130						423,900
	131						424,200
	132						424,500
	133						424,700
	134						425,000
	135						425,300
	136						425,600
	137						425,800
定年前再任用短時間勤務職員再任用職員		188,700	215,300	243,500	256,900	282,100	322,800
任期付任用職員		177,400	197,800	219,300	239,600	266,300	303,900

備考 この表は、病院に勤務する薬剤師、栄養士、診療放射線技師、臨床検査技師その他の医療技術員等に適用する。

## 別表第5（第2条第5項第5号）

### 医療職給料表（三）

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員及び任期付任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円
	1	169,900	197,000	243,600	265,700	288,400	330,100
	2	171,300	198,900	245,400	266,600	290,000	332,200
	3	172,800	200,900	247,200	267,500	291,600	334,200
	4	174,200	202,800	249,000	268,400	293,400	336,400
	5	175,600	204,900	250,400	268,900	295,000	338,400
	6	177,100	206,900	251,700	269,900	296,800	340,500

7	178,600	209,100	252,800	270,600	298,500	342,600
8	180,100	211,200	254,100	271,500	300,200	344,700
9	181,300	213,200	254,900	272,600	301,900	346,200
10	183,000	214,600	255,800	273,200	303,500	348,200
11	184,600	216,000	256,700	274,200	304,800	350,100
12	186,100	217,200	257,500	275,200	306,100	352,100
13	187,500	218,600	258,600	276,200	307,600	354,000
14	189,500	220,000	259,600	277,200	309,200	356,100
15	191,500	221,500	260,400	278,200	311,000	358,200
16	193,500	222,700	261,300	279,300	312,800	360,200
17	195,500	224,100	261,800	280,600	314,500	362,200
18	197,500	225,600	262,700	281,800	316,100	364,200
19	199,500	227,100	263,500	282,800	317,800	366,300
20	201,500	228,600	264,300	284,000	319,500	368,400
21	203,500	229,700	265,200	285,500	320,900	370,100
22	205,400	231,400	265,900	287,100	322,400	372,200
23	207,500	233,100	266,800	288,400	323,900	374,300
24	209,600	234,700	267,600	289,700	325,400	376,300
25	211,200	236,000	268,600	290,800	326,800	378,300
26	212,500	237,700	269,400	292,400	328,200	379,900
27	213,700	239,400	270,300	294,100	329,700	381,800
28	215,000	241,100	271,300	295,600	331,300	383,700
29	216,200	242,700	272,500	296,600	332,400	385,500
30	217,300	244,100	273,700	298,000	333,900	387,200
31	218,600	245,400	275,200	299,400	335,300	389,100
32	219,700	246,500	276,500	300,900	336,800	390,900
33	221,000	247,500	278,000	302,300	338,400	392,600
34	222,300	248,600	279,400	303,800	339,900	394,300
35	223,600	249,500	280,600	305,400	341,500	396,100
36	224,900	250,500	281,800	307,000	343,000	397,800
37	226,000	251,200	283,300	308,300	344,700	399,400
38	227,400	252,200	284,500	309,700	346,300	401,100
39	228,700	253,100	285,900	311,100	347,800	402,900
40	230,100	254,100	287,100	312,700	349,400	404,700
41	231,000	254,500	288,100	314,200	350,600	406,200
42	232,400	255,400	289,400	315,600	352,100	407,700
43	233,700	256,200	290,700	317,000	353,600	409,200
44	235,100	256,900	292,100	318,500	355,000	410,500
45	236,300	257,700	293,400	319,300	356,600	411,600

46	237,700	258,400	294,800	320,700	357,600	412,700
47	239,000	259,300	296,300	322,100	359,100	413,800
48	240,300	260,100	297,800	323,600	360,400	415,000
49	241,200	260,900	298,900	324,700	361,800	416,300
50	242,300	261,800	300,200	326,100	363,200	417,400
51	243,300	262,700	301,400	327,400	364,500	418,600
52	244,300	263,700	302,800	328,700	365,900	419,700
53	245,000	264,800	304,200	330,100	367,400	420,900
54	246,000	266,000	305,500	331,500	368,600	421,900
55	246,900	267,300	306,900	332,900	369,700	423,000
56	247,800	268,600	308,300	334,200	370,900	424,100
57	248,500	270,000	309,100	335,100	372,000	425,200
58	249,500	271,500	310,300	336,400	372,900	425,700
59	250,100	272,900	311,500	337,600	373,900	426,300
60	250,900	274,300	312,900	338,900	374,900	426,700
61	251,700	275,600	314,000	340,000	375,500	427,300
62	252,500	276,900	315,300	340,900	376,300	427,800
63	253,300	278,300	316,600	342,100	377,100	428,200
64	254,100	279,400	317,800	343,400	377,900	428,700
65	254,800	280,500	319,100	344,500	378,600	429,300
66	255,500	281,800	320,400	345,700	379,300	429,700
67	256,300	283,100	321,700	346,900	380,100	430,000
68	257,000	284,400	323,000	348,000	380,800	430,300
69	257,800	285,500	323,700	349,000	381,400	430,700
70	258,600	287,000	324,800	350,000	382,000	431,100
71	259,500	288,500	325,900	351,100	382,700	431,400
72	260,500	289,900	326,800	352,200	383,300	431,700
73	261,800	290,900	328,100	353,000	384,000	432,100
74	263,100	292,300	328,800	354,100	384,500	432,500
75	264,200	293,500	329,900	355,200	385,100	432,800
76	265,300	294,800	331,100	356,300	385,600	433,100
77	266,200	296,200	332,200	357,000	386,000	433,500
78	267,200	297,500	333,400	357,800	386,600	433,900
79	268,400	298,700	334,500	358,600	387,100	434,200
80	269,400	300,000	335,700	359,300	387,400	434,500
81	270,300	300,500	336,800	359,900	387,700	434,900
82	271,200	301,700	337,900	360,400	388,200	435,300
83	272,200	302,800	338,900	361,000	388,600	435,600
84	273,100	304,000	340,000	361,500	388,900	435,900

85	273,900	305,100	340,900	362,100	389,200	436,300
86	274,700	306,300	341,900	362,600	389,700	436,700
87	275,600	307,500	342,800	363,200	390,200	437,000
88	276,500	308,600	343,800	363,700	390,600	437,300
89	277,300	309,900	344,800	364,100	390,900	437,700
90	278,200	311,100	345,600	364,500	391,300	438,100
91	279,000	312,300	346,400	365,100	391,800	438,400
92	280,000	313,500	347,200	365,600	392,200	438,700
93	280,900	314,300	347,800	365,900	392,600	
94	281,900	315,000	348,400	366,400	393,000	
95	282,800	315,700	349,100	366,800	393,500	
96	283,800	316,300	349,700	367,100	393,900	
97	284,400	317,000	350,100	367,700	394,300	
98	285,200	317,300	350,500	368,200		
99	285,800	317,900	351,000	368,700		
100	286,700	318,600	351,400	369,200		
101	287,500	319,000	351,900	369,800		
102	288,300	319,600	352,300	370,300		
103	289,100	320,200	352,800	370,800		
104	289,900	320,800	353,200	371,200		
105	290,600	321,200	353,500	371,800		
106	291,100	321,700	354,000	372,300		
107	291,600	322,200	354,400	372,800		
108	292,100	322,700	354,700	373,300		
109	292,300	323,100	355,200	373,900		
110	292,600	323,500	355,700	374,300		
111	292,800	323,800	356,200	374,800		
112	293,200	324,100	356,700	375,300		
113	293,500	324,500	357,200	375,900		
114	293,700	324,900	357,700			
115	294,100	325,300	358,200			
116	294,400	325,600	358,600			
117	294,700	325,800	359,000			
118	295,000	326,100				
119	295,300	326,500				
120	295,700	326,700				
121	296,000	326,900				
122	296,400	327,200				
123	296,700	327,500				
124	297,100	327,800				

	125	297,300	328,000				
	126	297,500	328,300				
	127	297,800	328,700				
	128	298,200	328,900				
	129	298,400	329,100				
	130	298,700	329,300				
	131	299,100	329,700				
	132	299,500	329,900				
	133	299,700	330,200				
	134	300,000	330,600				
	135	300,400	331,000				
	136	300,700	331,400				
	137	300,900	331,700				
	138	301,200	332,100				
	139	301,600	332,500				
	140	301,900	332,900				
	141	302,100	333,200				
	142	302,500	333,600				
	143	302,900	333,900				
	144	303,200	334,300				
	145	303,400	334,600				
	146	303,600					
	147	303,900					
	148	304,300					
	149	304,500					
	150	304,700					
	151	305,000					
	152	305,300					
	153	305,700					
	154	305,900					
	155	306,100					
	156	306,400					
	157	306,700					
定年前再任用短時間勤務職員		235,100	255,400	262,600	272,800	289,100	326,200
任期付任用職員		181,300	213,200	236,500	255,300	276,000	307,500

備考 この表は、病院に勤務する助産師、看護師、准看護師等に適用する。



別表第6（第2条第5項第6号）

指定職給料表

号給	給料月額
	円
1	706,000
2	761,000
3	818,000
4	895,000
5	965,000
6	1,035,000
7	1,107,000
8	1,175,000

備考 この表は、医師で理事長が定める者に適用する。

別表第7（第2条第5項第7号）

教育職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員及び任期付任用職員以外の職員		円	円	円
	1	166,800	180,700	267,500
	2	168,300	182,800	269,900
	3	169,800	184,900	272,200
	4	171,300	187,100	274,400
	5	172,900	189,100	276,800
	6	174,900	191,100	279,100
	7	176,700	193,200	281,300
	8	178,500	195,300	283,400
	9	180,200	197,500	285,500
	10	182,400	200,100	287,800
	11	184,400	202,700	290,100
	12	186,300	205,300	292,200
	13	188,300	207,900	294,600
	14	190,400	209,600	296,400
	15	192,500	211,200	298,300
	16	194,600	212,900	300,000
	17	196,800	214,700	301,800
18	199,200	216,300	304,100	

19	201,700	218,000	306,300
20	203,900	219,600	308,700
21	206,300	221,400	310,900
22	207,900	223,300	313,300
23	209,600	225,200	315,500
24	211,300	227,100	318,100
25	212,800	228,600	320,500
26	214,200	230,600	322,800
27	215,800	232,600	325,000
28	217,300	234,600	327,100
29	219,000	236,400	329,200
30	220,700	239,100	330,800
31	222,400	241,800	332,400
32	224,100	244,500	334,000
33	225,400	247,100	335,800
34	227,100	249,900	337,900
35	228,800	252,500	340,000
36	230,400	255,200	342,000
37	231,900	257,500	344,000
38	233,600	259,900	345,900
39	235,300	262,400	347,900
40	237,000	264,600	349,800
41	238,700	267,000	351,300
42	240,500	269,300	353,100
43	242,300	271,500	354,700
44	244,000	273,600	356,400
45	245,800	275,600	358,200
46	247,400	277,800	359,900
47	248,800	279,900	361,200
48	250,300	281,800	362,800
49	251,300	284,000	364,000
50	252,700	285,700	365,500
51	254,100	287,600	367,100
52	255,500	289,400	368,700
53	256,400	290,700	370,100
54	257,900	292,800	371,600
55	259,100	294,800	373,100
56	260,400	297,000	374,600
57	261,400	298,900	376,100

58	262,600	301,300	377,500
59	263,900	303,500	378,900
60	265,000	306,100	380,200
61	266,100	308,300	381,100
62	266,800	310,700	382,300
63	267,800	313,000	383,500
64	268,600	315,200	384,600
65	269,700	317,300	385,500
66	271,200	319,100	386,700
67	272,300	320,700	387,700
68	273,600	322,300	388,800
69	275,200	324,200	390,000
70	276,700	326,300	391,000
71	278,000	328,400	392,100
72	279,400	330,400	393,300
73	280,200	332,500	394,300
74	281,300	334,600	395,400
75	282,500	336,800	396,500
76	283,500	339,000	397,600
77	284,700	340,700	398,500
78	285,800	342,600	399,400
79	287,000	344,300	400,400
80	287,900	346,100	401,400
81	289,100	347,900	402,200
82	290,000	349,700	403,000
83	291,000	351,100	403,700
84	292,000	352,900	404,500
85	292,900	354,100	405,200
86	293,900	355,700	406,000
87	294,600	357,200	406,700
88	295,600	358,700	407,400
89	296,600	360,000	408,000
90	297,500	361,300	408,700
91	298,400	362,700	409,200
92	299,200	364,100	409,900
93	299,500	365,600	410,300
94	300,300	366,900	410,700
95	301,000	368,200	411,000
96	301,800	369,400	411,300

97	302,600	370,400	411,600
98	303,400	371,400	411,900
99	304,200	372,400	412,200
100	305,000	373,400	412,400
101	305,900	374,300	412,600
102	306,400	375,300	412,900
103	306,900	376,300	413,200
104	307,400	377,300	413,400
105	307,600	378,100	413,600
106	308,000	379,000	413,900
107	308,300	379,900	414,200
108	308,600	380,900	414,400
109	308,800	381,700	414,600
110	309,000	382,700	
111	309,300	383,700	
112	309,600	384,700	
113	309,800	385,300	
114	310,000	386,200	
115	310,200	387,100	
116	310,500	388,000	
117	310,800	388,800	
118	311,100	389,500	
119	311,400	390,300	
120	311,700	391,100	
121	311,900	391,700	
122	312,100	392,500	
123	312,300	393,200	
124	312,600	393,900	
125	312,900	394,500	
126	313,100	395,200	
127	313,300	395,700	
128	313,600	396,300	
129	313,800	397,000	
130	314,000	397,600	
131	314,300	398,100	
132	314,600	398,600	
133	314,800	398,900	
134	315,000	399,200	
135	315,300	399,500	
136	315,600	399,800	

	137	315,800	400,100	
	138	316,000	400,400	
	139	316,300	400,700	
	140	316,600	401,000	
	141	316,800	401,300	
	142	317,000	401,600	
	143	317,300	401,900	
	144	317,600	402,200	
	145	317,800	402,400	
	146	318,000	402,700	
	147	318,300	403,000	
	148	318,600	403,200	
	149	318,800	403,400	
	150	319,000	403,700	
	151	319,300	404,000	
	152	319,600	404,200	
	153	319,800	404,400	
	154	320,000	404,700	
	155	320,300	405,000	
	156	320,600	405,200	
	157	320,800	405,400	
	158	321,000	405,700	
	159	321,300	406,000	
	160	321,600	406,200	
	161	321,800	406,400	
定年前再任用短時間勤務職員		227,500	271,100	298,100
任期付任用職員		192,500	214,700	267,500

備考 この表は、附属看護専門学校に勤務する教員に適用する。

### 別表第8（第5条第1項）

#### 事務職給料表 級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1 級	1 主事の職務 2 介護福祉士又は介護支援専門員の職務
2 級	1 高度の知識又は経験を必要とする主事の職務

	2 高度の知識又は経験を必要とする介護福祉士又は介護支援専門員の職務
3 級	1 主任主事の職務 2 相当高度の知識又は経験を必要とする介護福祉士又は介護支援専門員の職務
4 級	1 主査の職務又はこれらと同程度の職務 2 主任介護福祉士又は主任介護支援専門員の職務
5 級	1 副主幹の職務又はこれらと同程度の職務 2 高度の知識又は経験を必要とする主任介護福祉士又は主任介護支援専門員の職務
6 級	1 主幹の職務又はこれらと同程度の職務 2 統括主任介護福祉士又は統括主任介護支援専門員の職務
7 級	1 課長の職務 2 事務部長、経営企画室長の職務

#### 別表第9（第5条第1項）

##### 労務職給料表 級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1 級	看護補助員、用務員、助手又はボイラー技士の職務
2 級	相当の技能若しくは経験を必要とする看護補助員、用務員、助手又はボイラー技士の職務
3 級	1 主査の職務 2 主任技師の職務

#### 別表第10（第5条第1項）

##### 医療職給料表（一）級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1 級	患者の診療を行う医員の職務
2 級	患者の診療を行う医員の職務
3 級	1 医長の職務 2 患者の診療を行う医員の職務
4 級	1 診療統括部長、科部長又は医長の職務 2 副院長の職務

別表第11（第5条第1項）

医療職給料表（二）級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1級	診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、管理栄養士、栄養士、社会福祉士、歯科衛生士又はあん摩マッサージ指圧師の職務
2級	1 薬剤師の職務 2 相当程度の技術又は経験を必要とする診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、管理栄養士、栄養士、社会福祉士、歯科衛生士又はあん摩マッサージ指圧師の職務
3級	主任技師の職務
4級	上席主任技師の職務又はこれらと同程度の職務
5級	1 主幹の職務又はこれらと同程度の職務 2 副科長の職務
6級	1 科長の職務 2 医療支援部長の職務

別表第12（第5条第1項）

医療職給料表（三）級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1級	准看護師の職務
2級	助産師又は看護師の職務 高度の知識又は経験を必要とする准看護師の職務
3級	相当高度の技術又は経験を必要とする看護師の職務
4級	主任助産師又は主任看護師の職務
5級	1 主幹の職務又はこれらと同程度の職務 2 副看護師長の職務
6級	1 看護師長の職務 2 複雑困難な業務を処理する看護師長の職務 3 看護部長の職務

別表第13（第5条第1項）

指定職給料表 級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1級	病院長の職務

別表第14（第5条第1項）

教育職給料表 級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1級	教員の職務
2級	1 教務主任の職務 2 困難な業務を処理する教員の職務
3級	教務長の職務

別表第15（第5条第2項）

事務職給料表 級別職務区分表

1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
主事 介護福祉士	主事 介護福祉士	主任主事 介護福祉士	主査 主任介護福祉士	副主任 主任介護福祉士	主幹 統括主任 介護福祉士	課長 事務部長
介護支援 専門員	介護支援 専門員	介護支援 専門員	主任介護 支援専門員	主任介護 支援専門員	統括主任 介護支援 専門員	経営企画 室長

別表第16（第5条第2項）

労務職給料表 級別職務区分表

1級	2級	3級
看護補助員 用務員 助手 ボイラー技士	看護補助員 用務員 助手 ボイラー技士	主査 主任技師



別表第17（第5条第2項）

医療職給料表（一）級別職務区分表

1 級	2 級	3 級	4 級
医員	医員	医長 医員	診療統括部長 科部長 医長 副院長

別表第18（第5条第2項）

医療職給料表（二）級別職務区分表

1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
診療放射線 技師	薬剤師	主任技師	上席主任技 師	主幹	科長
臨床検査技 師	診療放射線 技師			副科長	医療支援部 長
臨床工学技 士	臨床検査技 師				
理学療法士	臨床工学技 士				
作業療法士	理学療法士				
視能訓練士	作業療法士				
管理栄養士	視能訓練士				
栄養士	管理栄養士				
社会福祉士	栄養士				
歯科衛生士	社会福祉士				
あん摩マッ サー	歯科衛生士				
ジ指圧師	あん摩マッ サージ指圧 師				

別表第19（第5条第2項）

医療職給料表（三）級別職務区分表

1級	2級	3級	4級	5級	6級
准看護師	准看護師 助産師 看護師	看護師	主任助産師 主任看護師	主幹 副看護師長	看護師長 困難看護師長 看護部長

別表第20（第5条第2項）

指定職給料表級別職務区分表

1級
病院長

別表第21（第5条第2項）

教育職給料表級別職務区分表

1級	2級	3級
教員	教務主任 教員	教務長

別表第22（第10条第2項第2号）

片道の使用距離	通勤手当額
2キロメートル以上4キロメートル未満	2,000円
4キロメートル以上6キロメートル未満	4,170円
6キロメートル以上8キロメートル未満	5,230円
8キロメートル以上10キロメートル未満	6,290円
10キロメートル以上12キロメートル未満	7,340円
12キロメートル以上14キロメートル未満	8,570円
14キロメートル以上16キロメートル未満	9,800円
16キロメートル以上18キロメートル未満	11,020円
18キロメートル以上20キロメートル未満	12,240円
20キロメートル以上22キロメートル未満	13,460円
22キロメートル以上24キロメートル未満	14,640円

24キロメートル以上26キロメートル未満	15,820円
26キロメートル以上28キロメートル未満	17,000円
28キロメートル以上30キロメートル未満	18,170円
30キロメートル以上32キロメートル未満	19,340円
32キロメートル以上34キロメートル未満	20,430円
34キロメートル以上36キロメートル未満	21,520円
36キロメートル以上38キロメートル未満	22,610円
38キロメートル以上40キロメートル未満	23,700円
40キロメートル以上42キロメートル未満	24,790円
42キロメートル以上44キロメートル未満	25,710円
44キロメートル以上46キロメートル未満	26,640円
46キロメートル以上48キロメートル未満	27,570円
48キロメートル以上50キロメートル未満	28,500円
50キロメートル以上52キロメートル未満	29,430円
52キロメートル以上54キロメートル未満	30,160円
54キロメートル以上56キロメートル未満	30,890円
56キロメートル以上58キロメートル未満	31,630円
58キロメートル以上60キロメートル未満	32,370円
60キロメートル以上	33,100円

別表第23（第20条第1項及び第2項）

給料表	職務の級	職	手当の額
事務職給料表	7級	事務部長 経営企画室長	60,000円
	7級	課長	47,500円
医療職給料表（二）	6級	医療支援部長	59,600円
	6級	科長	32,500円
医療職給料表（三）	6級	看護部長	59,300円
	6級	困難看護師長	47,700円
	6級	看護師長	32,500円
指定職給料表	1級	病院長	210,000円
教育職給料表	3級	教務長	39,600円
	2級	教務主任	27,700円

別表第24（第22条第18項）

給料表	職員	加算割合
事務職給料表	職務の級 7 級の職員	100分の15
	職務の級 6 級の職員	100分の10
	職務の級 5 級の職員	100分の 8
	職務の級 4 級の職員	100分の 6
	職務の級 3 級の職員	100分の 3
労務職給料表	職務の級 3 級の職員	100分の 5
医療職給料表（一）	職務の級 4 級の部長職	100分の20
	職務の級 4 級の医長職	100分の18
	職務の級 3 級の職員	100分の16
	職務の級 2 級の医員（7年次以上）	100分の15
	職務の級 2 級の医員（6年次）	100分の10
	職務の級 2 級の職員（専攻医）	100分の 5
	職務の級 1 級の職員（専攻医）	100分の 5
医療職給料表（二）	職務の級 6 級の職員	100分の15
	職務の級 5 級の職員	100分の10
	職務の級 4 級の職員	100分の 8
	職務の級 3 級の職員	100分の 6
医療職給料表（三）	職務の級 6 級の看護部長	100分の15
	職務の級 6 級の職員	100分の10
	職務の級 5 級の職員	100分の 8
	職務の級 4 級の職員	100分の 6
指定職給料表	職務の級 1 級の職員	100分の20
教育職給料表	職務の級 3 級の職員	100分の15
	職務の級 2 級の職員	100分の10（困難な業務 を処理する教員は、100 分の 8）
	職務の級 1 級の職員（81号給以上の 職員に限る。）	100分の 6